

出席議員(18名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第2号)

平成30年6月5日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 加藤 滋 議員
- (2) 斎藤 義勝 議員
- (3) 森 淑子 議員
- (4) 白内 恵美子 議員
- (5) 秋本 好則 議員
- (6) 桜場 政行 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番舟山彰君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

2番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） おはようございます。

2番加藤滋です。大綱2問質問させていただきます。

1、健康つながり基金の用途について。

昨年、町民から、元気な高齢者をふやすよう使用してほしいとのことで、1,000万円の寄附がありました。使い道は指定された範囲内に限られることから、検討期間が必要なため、3月補正予算にて健康つながり基金として積み立てられています。

先般、町では第6次柴田町総合計画の策定に当たり、町民に柴田町まちづくりアンケート調査を実施しました。その調査の中に「これからの柴田町にどのような公共施設が必要と思いますか」の設問があり、第1位の回答は圧倒的に「高齢者の拠点施設」で34.8%となっていました。

町長は、広報しばたで「アンケート調査で示された住民の想いや要望が絵に描いた餅にならないよう、財政計画と連動した、実効性のある計画として策定していくのが、私の責務であろうと思っています」としています。

健康のまま高齢期を迎えるための貴重な財源である健康つながり基金の活用について、寄附者の要望を十分に反映し、その有効な活用策を計画していくのが肝要と思います。

そこで、どのような計画を検討されているのか伺います。

2、伝統芸能の存続について。

ことしも「しばた桜まつり」が盛大に開催され、船岡城址公園や白石川堤には大勢の観光客が訪れ、すばらしい桜の景観を十分堪能できたのではないのでしょうか。町では、桜まつりのほかにも、シーズン折々のイベントを開催し、「花のまち柴田」の知名度を高め、交流人口をふやすことで、町内の活性化につなげています。

4月以降、町内各地では、伝統ある神社のお祭りのみこし渡御や子どもみこし祭り等が開催され、地域住民の安全祈願とともに子どもたちの元気なかけ声と笑顔で、町なかのにぎわいにつながっています。どのお祭りも、地域の皆様に愛され、楽しみにされているものであり、地域の活性化や子どもたちの成長に寄与しているものと思っています。

神社のお祭りでは、先人が大切に守り育んできた伝統芸能である神楽が奉納されるのが一般的です。町内には、5つの神楽保存会と1つのきやり保存会があります。このような伝統芸能は、地域の宝物であり、ふるさとの伝統文化を永く次世代に継承することが、我々の責務だと考えます。私の地元である槻木下町には「久須志神社」があり、春の例大祭での宵祭りには、槻木神楽保存会による神楽の奉納があります。本祭りでは、神社みこしと子ども会育成会による子どもみこしが旧入間野地区といわれる槻木地区を巡行します。以前は、槻木きやり保存会による山車行列も加わり、相当なにぎやかさだったと聞いています。

現在、私の地元のみならず、それらの伝統芸能が存亡の危機にあります。各地域とも保存会のメンバーは高齢化の一途をたどり、後継者や資金不足により将来が危ぶまれているのです。既に、2カ所の神社では神楽の奉納を取りやめています。槻木きやり保存会もここ数年活動を休止しています。今だからこそ、住民や行政ができることややるべきことを、みんなで考え知恵を出していかなければならないと思います。

そこで、伝統芸能の存続に向け、現状や行政の役割及び今後の方向性について伺います。

- 1) 各地の神楽保存会は、どのような活動をしていますか。
- 2) 伝統芸能の存続に向け、行政ができることは何ですか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員の大綱1点目、健康つながり基金の関係でございます。

健康つながり基金については、町民の健康づくりを応援したい、元気な高齢者をふやしてほしいという思いから町に寄せられた個人寄附を、有効に活用するために設置しました。

町では、町民の健康づくりの指針となる「第2期健康しばた21」を策定し、健康寿命の延伸、生活の質の向上を基本方針として健康づくり事業を推進しているところですが、昨年実施した中間評価では、男女ともに不健康な期間が増加するという残念な結果でした。さらに、町の健康課題として高血圧疾患や肥満が多いことが浮き彫りになりました。

健康なまま高齢期を迎えるためには、健康情報を得る場づくりや健康状態をみずから把握できることが必要となってきます。これらのことから、成人に対する健康づくりの取り組みとして、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備や、健康で自立した生活ができる健康寿命の延伸を図るための事業に基金を活用したいと計画しております。

今年度については、町民が自分の健康状態を知り健康になるための情報を得ることができる「（仮称）健康チェックの会」を秋ごろから月1回実施する予定で、実施場所を検討中です。そこで使用する健康状態を把握するための内臓脂肪や血管年齢、血圧などの測定機器の購入、測定機器を扱える人材や運動を普及する人材の養成等に基金の活用を計画しております。測定機器については持ち運びが可能なものを購入し、各種健康教室やイベントでも活用することを考えております。来年度以降、徐々に実施回数等をふやしていく予定でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 加藤滋議員の大綱2問目、伝統芸能の存続についてお答えします。

1点目、神楽保存会の活動についてです。

本町には、八雲神社附属榊流神楽保存会、深山神社附属立花小川流神楽保存会、上名生代々神楽保存会、槻木神楽保存会、四日市場山神社神楽保存会の5つの神楽保存会があります。現在、四日市場山神社神楽保存会は活動を休止しておりますが、ほかの4つの神楽保存会はそれぞれの神社に神楽を奉納しております。

神楽保存会の活動内容としましては神楽保存会ごとに状況はさまざまですが、年2回の神社

への神楽奉納のほか、地区のふるさと祭りなどのイベントで年3回の神楽の上演を行っている保存会もあります。

2点目、伝統芸能の存続の支援についてです。

伝統芸能は地域に昔から受け継がれてきたものであり、地元に対する誇りや愛着、きずなを深める貴重な資源でもあります。一方で、伝統芸能の存続については、全国的にも苦慮していると言われております。本町においても後継者不足、高齢化、資金不足といった伝統芸能の存続にかかわる課題を抱えていることも聞いております。

町では、これまで町の無形文化財に指定している神楽を中心に支援してきております。現在は、八雲神社附属榊流神楽保存会、深山神社附属立花小川流神楽保存会、上名生代々神楽保存会、槻木きやり保存会にそれぞれ5,000円の伝統文化保存への謝礼を差し上げ、活動の継続を促しております。過去には国の補助事業の採択を受け、神楽保存会に装束や太鼓の備品購入の支援などを行ってまいりました。今後も補助事業がある場合には該当団体への情報提供に努めてまいります。

また、平成28年には、平成4年から平成8年にかけて収録していた神楽に関するビデオ記録をDVD化し、5つの神楽保存会に配付し、伝統文化の継承と後継者育成の手助けになるよう支援してまいりました。

神楽の継承における課題となっている後継者育成につきましては、新たに神楽の発表の場を設けることも考えられます。既に柴田町文化協会の芸能発表会の場もあり保存会の負担がふえることも懸念されますが、やはり少しでも多くの機会を設けて、町内の若者たちなどにその魅力を知ってもらうことが大切ではないかと思っております。伝統芸能の存続は柴田町の魅力を支える貴重な資源でありますので、各保存会の事情を踏まえた上での支援にやぶさかではありません。ぜひとも具体的な要望をお寄せいただければと思っております。

以上でございます。

- 議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（加藤 滋君） まず、健康つながり基金の用途についてでございますけれども、先ほど答弁の中では、今後健康教室とかイベントとかそういったもので健康測定機器の購入をしながらチェックしていくんだというようなお話があったかと思っておりますけれども、もともと元気な高齢者をふやすという寄附者の要望でもございますので、先般実施しました柴田町総合計画の策定に当たるまちづくりアンケート調査の結果もございますけれども、高齢者の拠点施設としての考え、そのような検討はされなかったのかお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 拠点施設という考え方もございましたが、まずは地域で、建物をつくってからというよりは事業をまず行って、その後に拠点となる場所を考えていってはいかがかというふうには、寄附者の方とは話が進められております。

今現在の町民の姿は非常に高齢になっても元気な方が多い。74歳までの介護状態の方は200人足らずというのが町の現状でございます。75歳以上の方で1,300人というふうな数字になるので、そこまでの74歳までの方、今動いているときにぜひこちらのほうに来ていただいてというふうな考えもございますので、健康の意識を高めていってというふうに考えていたところで

す。

拠点となる場所になると、その場所1カ所だけに全部集中してしまっても、余り同じ人が来るのではよろしくないかなというふうなこともございまして、まずは実際に教室の場を広げていって、来ている人の中でどういう方向を目指していくかというのを大体四、五年ぐらいで考えていきたい、四、五年先を見据えて検討していきたいというふうに思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 先ほどお話があった測定機器、備品関係でございますけれども、これはどの程度購入されて、どこに置いて、そういった健康教室とかはどういった場所で開催するお考えなのか、お聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 測定機器の購入については今回の補正にも入れているものなので余り詳しくはお話しはできないのですが、町長が答弁で申し上げましたとおりに、ポータブルで持ち運びのできるもので、拠点となる場所が決まれば常設ということでも考えたいというふうには思うんですけれども、今のところはいろんな集会所、生涯学習センター等に持って歩けるものということで考えております。男性の参加がいろんな教室を開くと非常に少ないことから、男性は何か自分の体をチェックしたりはかったりするものがあると非常に何回か来ていただけるが多かったので、町の健康診査の結果という検査機器というよりは、体を測定する機器を中心に購入を考えております。

その中で1つご紹介しますと、内臓脂肪計ですと、自分のお腹の周りをはかりまして内臓脂肪の表面積をはかることができるんですね。体重1キロ減るとどういふふうに表面積が変わるかというのを実体験していただくと非常にウォーキングであったり運動であったりに男性の方は力が入るのではないかなというふうに思っていて、そこを狙って購入したいと思っているところ

です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ただいまのお話で、体を測定する機器をメインに例えば集会所ですとか生涯学習センターというふうなお話があったと思うんですが、そうしますと、この場所については地域限定で何カ所かに置くのか、それとも町内全体で考えているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今のところは、どこか1カ所というよりは、出前で行けるところに行きたいというふうに考えております。今年度は機器の購入をしまして、町の健康推進課の職員だけでは毎回の需要にお応えできないかと思ひまして、健康推進員さんの中でそういったことに協力できる方を募りまして、健康推進員さんがいれば測定できるというふうなやり方もあろうかと思ひますのでそちらの人材も育成してから、健康まつりが10月にあってそこから後半で月に1回ぐらいは、まだその場所を固定するかどうかは決めていないんですけれども、実施していきたいなというふうに思っています。来年度以降もそれは拡充していくというふうな考えで今のところはおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、健康チェックをしながら出前で行けるようなところへということで、一番考えられるのは集会所ですとかそういうようなところだと思うんですけれども、それ以外にも、元気な高齢者の方といいながらひとり暮らしですとか、そういった方々が非常にふだんの生活から困っているようなケースもあろうかと思うんですけれども、そういった生活支援として、健康チェックとは限らずに生活支援というふうな形でこの基金を活用するというふうなお考えはなかったのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 生活支援という考え方になりますと、多分介護予防ということで福祉の分野にちょっと入ってくるのであろうかなというふうに考えております。健康推進課の受け持つところは、今健康な人をそのまま健康維持・増進というふうに考えておりますので、生活支援であれば包括支援センターとかそちらの事業のほうに誘導ということのほうがいいかなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ちょっと聞いたのは、前回生活支援コーディネーターの役割ですとかそ

の辺を絡めての質問をさせていただいたんですけども、そのときに、これからそういった高齢者の方の手伝いといったことをやっていく上でいろんなことを検討されているというふうにお伺いしていましたので、今回この機会にその辺のお考えがあったのかなと思ってお伺いいたしました。

それで、また話が若干戻るわけですけども、出前で行けるようなところというふうなお話だったのですが、実はインターネットでちょっと調べておりましたら、高齢者が気軽に立ち寄れるような交流サロンというものを展開されている自治体がございます、例えば岩手県大船渡市、秋田県の鹿角市というのが出てきておったんですが、それは開催場所としては特定の場所という決め方はしていないんですが、地域の高齢者が集まりやすい場所で継続して開催が可能な場所というようなことが両方の自治体にございました。活動内容として、特に定めはないと言いながら無理のない内容で定期的に継続的にできるようなものということで、参加する方は特定の場所に都合のよい時間に来て帰るというようなことで、その特定の場所に行った場合には最初はお茶飲みとかおしゃべり程度だというような情報がございました。

そういう意味で、こういった例えば集会所なんかはこの交流サロンの考えから展開ができるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 加藤議員のおっしゃるとおり、交流サロンの場としては身近なところが一番適切かなと思っておりますので、集会所の規模が非常によろしいかと思っております。ただ1カ所の集会所、その地区だけにずっと行くことは、多分マンパワーの点から非常に困難であるかなというふうに考えておりますので、町がする拠点とか地域に広げていくというのは、その地域のリーダーづくりも健康推進課の役割かなというふうに今思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 集会所ですと各地区、各行政区にあってそれなりの設備もございまして、私も区長をやっていた経験から、そういった利用ができれば十分にこの健康つながり基金の活用にはいいのかなというふうに思っております。

やるにしても一番問題は、そういう高齢者の方がより多く参加してくれるかどうかというところでございまして、その辺は行政区長さんとか役員さんですとかいらっしゃいますので、その辺の活用をされればいいかなというふうに思いますけれども、その点はどうぞお考えなのかお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ふだんからも行政区長さん、民生委員さん、健康推進員さんからのご協力で、各催し物には人集めでかなり尽力していただいております。町が今行っております町の医師団の先生方との共同事業の「いきいきお茶っこ会」なども、区長さん方、民生委員さん方の呼びかけでここまで何年間も続けてこられたかなというふうに思っているところで

今、こちらの健康つながり基金の場として考えているのは、「いきいきお茶っこ会」の方は基本的にはやはり高齢者、年齢が75歳、後期高齢者の年齢の方が非常に多ございますので、もう少し60代、仕事を退職された方の年齢とか、まだ退職には至っていないけれどもといううちから健康づくりに気をつけてほしいというところを狙っているので、若干年代が違うかなというふうに思っているところです。ただ区長さん方のご協力なしには活動はできないというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、続いて2問目、伝統芸能の存続についてということで先ほどご答弁いただきました。その中で、現在どのような活動をされていますかということで5つですか、年3回くらい活動されているということだったのですが、各神社でのお祭りのときに神楽の奉納をされていると。春と秋にやっているところもございますし、春だけというところもございます。例えば槻木神楽保存会については、槻木白幡にあります八幡神社に要請があり支援して行っていた経緯もあったのですが、現在はやめております。あとは、四日市場山根の山神社についても8名ぐらいの神楽保存会のメンバーがおるそうですが、2年前に神楽保存会を解散したということで奉納を取りやめていると。ただやろうとすればまだメンバーがいるのでできるというようなこともありました。

そういったことでちょっと取りやめているようなお話をさせていただきましたけれども、お祭りですとかあとはふるさと祭りとか芸能発表とかそういった活動をされているというのですが、それ以外で神楽保存会が活動している内容は把握されていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 私どものほうで把握しているのも、そういったところですけども、あるいは常盤園であつたりとか、それから文化協会の芸能発表会、地区の敬老会、それからふるさと祭りとか、そういう発表会の場も設けられておりますので、各保存会によっては違いますけれども、そういった活動をしております。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（加藤 滋君） 秋でしたかね、文化協会の芸能発表大会で、いろんな団体さんが発表される中で神楽保存会は何団体参加されているのか、ご存じなら教えてください。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（藤原政志君） 正確にはわかりませんが、1つの団体が、八雲神社だったでしょうか、そちらのほうで出演されていたかと記憶しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（加藤 滋君） そうしますと、いろいろ活動している中で、こういう伝統芸能は地域の宝だという言い方を誰しもがおっしゃるんですけれども、ただそういう中で今の状況を見ているとそれほど活発ではないのかなというふうな気がしたんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（藤原政志君） 確かに、私も詳しくはありませんけれども、昔やはり自然環境であったりとか生活、暮らしであったりとか、あるいはなりわいであったりとか、そういったものと深く結びつきながらやられてきた神楽というものがあると思うんですね。最近ではそういったものが希薄になってきている部分がありますので、なかなか伝承というところに結びついていかないという、それぞれ個人の価値観というものもあると思いますね。
- ただ、今おっしゃられたように地域の宝だと、町の財産だということにつきましては私もそのように思っておりますので何とか、地域の方々のコミュニティというのがあると思うんですね。コミュニティが最近崩れてきているという話もありますけれども、そういった人と人とのつながりであったりとかというものを紡いでいくと意味でも、こういった伝統に根づいた文化というのを継承していく意義はあるのだろうというふうに思っております。なので、実態がまず詳細にはわからないんですね。ですので、ぜひそういった保存会の方々とお話し合いをする場というものを設けていただいて、相談させていただきたいなというふうには思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（加藤 滋君） そのとおりでございます、私のところの槻木神楽保存会、私は会長でもないんですけれども、その上になっていきます氏子会の会長に5月末に就任いたしまして、私どものところの槻木神楽保存会も以前は10人からのメンバーがいたんですが、高齢とかご病気されて現在やっている方が4人です。笛1人、大太鼓1人、小太鼓1人、踊り手が1人という状況です。私としては何とか存続させないかんということで、今年度から新たな活動をしよう

ということで現在新しく加入するメンバーを募っているところでして、3人ほどは内諾を得ているんですけれども、ほかの地区も、例えば富沢の深山神社の神楽保存会も7人だったのかな、昨年1人やめて、昨年4人新しく会員を入れたというお話をお聞きしました。

そういうことで、いわゆる後継者不足というのはどこの神楽保存会もあるんだなというふうに思っております、そういう意味で行政として存続に向けての資料ということで、先ほどビデオ撮影したものをDVD化してお配りしているというのは私も知っております。ただ長い時間、なかなか見る機会も時間もなかったものですから、改めて見てみようかなというふうに思っております。この神楽は保存会だけにお配りしたのでしょうか。その辺ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 神楽保存会の5団体に配付しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

こういった伝統芸能の存続についてよく我々氏子会の集まりのときに出る話として、当然大人たちが続けていけば一番いいんだろうけれども、長く継続していくには子どもたちに教えることはできないだろうかというような話がよく出てきます。そういう点からして、こういった郷土芸能を小中学生を対象として、後世に伝え続ける1つの方法だと思えるんですけれども、学校教育、例えば総合的な学習の時間ですとかそういった時間で導入、取り組んでみるというふうな方法は考えられないでしょうか。お聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校教育の中でということで今ご提案がありましたが、柴田小学校、神楽ではございませんが大黒舞とか、あと各小学校においては例えばソーラン等の踊りを学年で行っている、そういったことで学年から学年へという継承がありますが、その辺の神楽に関してということであれば、今現在学校のほうではなかなか取り組むのがそういう形では難しいのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） なかなか難しいというお話でございましたけれども、1つ事例がございまして、インターネットで見たんですが、埼玉県の久喜市に久喜市立鷲宮東中学校というのがございまして、ここに文化部というのがあって、その中には郷土芸能部というものと、それから美術部とか吹奏楽部そういった部があるそうですけれども、その郷土芸能部というところで

神楽を、鷲宮催馬楽神楽という名前ですけれども、この発表を毎年やっていると。昨年11月21日に文化部で発表会をやりましたというふうな記事が載っておりました。そういうところもございますので、何とか取り入れることはできるのかな、できないのかなということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 中学校において文化部といいますと、なかなか文化部ということで数的にも少ない状況になっております。例えばこの郷土芸能ということであれば、小学校においては各育成会等がお祭りに子どもたちが参加をして、その夜にお祭り等で神社等に訪れてということでそういう機会はあるかとは思いますが、しかし、そのお祭りの際、子どもたちがそういう神楽を見る機会がまず今ないという状況がございますので、そういう意味で学校の中で取り組んでいくという部分からすると、先ほど生涯学習課長がお話ししましたが、やはり地域の中でそういう神楽を見る機会とかそういうものをできる限り子どもたちが見ていくことによって興味を子どもたちが持つということであれば、そういう形で子どもたちへの指導というような部分でも担っていただけるということであれば考えられるかと思うのですが、今の実際にされている方たちが減ってきている中で、すぐに子どもたちへという部分はなかなか厳しいかと思うのですが、地域の中でそういう形で地域の文化として子どもたちが取り組んでいくという部分に関しては、今後検討なりほかの自治体等を調査していただいて、できる限りやはり地域で盛り上げていただくという部分がまず1つは大事なのかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 小中学校への導入というのは非常に難しいというお話はわかりました。それでしたらというわけではないんですが、神楽のビデオ撮影したものがしばたの郷土館で以前撮影されたとお聞きしたのですが、例えば、そのしばたの郷土館が主体となってこういった神楽の存続に向けて何かイベント的にやるとかそういったことが考えられないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そうですね。そういう可能性はあるかと思えます。いろいろなイベントのときにそういう発表の場を設けるというのは、町民の方々に知っていただくということもそうですし、会員の皆様のモチベーションであったりとか意欲の向上というところにつながるものかなというふうには思います。

ただ主体性というのものもあるかと思えますね、その保存会の。保存会が主体的に活動していこうという意欲のもとにこちらと調整させていただいて、そういうことを検討し実現できればいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひご相談いただければなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 我々のところもまだ具体的な話で進めているわけではないので、よく会員の方と相談をしながら進めさせていただきたいなというふうに思います。

それから、こういった伝統芸能をやるにはどうしても活動資金というものが必要になります。ある団体によってはいわゆる地元の区民の方から寄附を募ったりとか会費という名目で集めているとか、または神社のお祭りのときのご祝儀ですとかそういったものを財源にしているんですよなんていうお話もございました。道具類はピンキリでございまして大変な金額にもなるし、補助金などがあつた場合にはそれで充当していたということもございました。私どももそれでやりました。ただやっていく中で、例えば白装束とかそういったものは消耗品になりますのでやはり何年かに一度つくり直すとか、新しいメンバーが入れば買い直すというような資金もございまして。

先ほど存続の保存謝礼といったもので5,000円というお話もあつたのですが、ただ残念ながら、そもそも文化協会に加盟しているところは会費を文化協会にお支払いしているんです。それはお幾らかご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） たしか5,000円だったかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） そうですね。会費5,000円納めさせていただいて、後で保存謝礼ということで5,000円いただけるということで、これで本当に存続に向けてやっていけるのかなというような気持ちもしております。そういう意味で、そういうことではなくて本当に伝統芸能を存続していくんだと、地域の宝なんだ、町の宝なんだということの意味合いからも、ぜひとも増額をご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） まずは、増額というお話がありましたけれども、例えば神楽保存会の方々、代表者の方でも結構ですけれども、そういった方々と情報交換の場を設けさせていただいて、その実情というものをまず把握させていただきたいなというふうに思います。神

楽保存会に例えば財政的支援を行ったから効果的に活用できるという、活用していただければと思うんですけども、活用できる状態かどうかということも含めてこちらのほうで考えていきたいなと思っています。

それから、民間の助成事業というのもいろいろございます。例えば明治安田クオリティオブライフ文化財団というところで地域の伝統文化助成というのがございますし、あるいは芸術文化振興基金とかその他幾つか民間の助成事業もございますので、そういったものをご紹介しながら、どういった形が一番会にとって有効に使っていただけるのかなということをご相談させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） おっしゃるとおり、まずは神楽保存会がふだんからどういう活動をしてどういうふうに行っているのかという情報交換の場というのは必要だと思います。ぜひそれをお願いするというのと、それから、民間のいろんな交付金もできれば活用させていただければありがたいなというふうに思いますので、その辺も適宜アドバイス等をいただければ助かります。そういうことでお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、2番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

次に、8番齋藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 齋藤義勝君 登壇〕

○8番（齋藤義勝君） おはようございます。8番齋藤義勝です。大綱2問質問いたします。

1、ふるさと納税の現状と今後について。

平成20年度から創設されたふるさと納税は、初年度約72億円からスタートして平成26年度は約390億円でしたが、平成27年度に、軽減される寄附の上限額がそれまでの2倍に引き上げられました。子どものいない年収800万円の共働きだと、26年度までは約7万円だったものが27年度からは約14万円になりました。

また、従来、確定申告が不要な給与所得者がこの制度を利用するために、わざわざ確定申告を行う必要がありましたが、5つの自治体までなら確定申告なしで自動的に減税される仕組みが始まりました。27年度からは確定申告をしない方法か、確定申告する方法かの選択肢が設けられ、どちらかを選べるようになりました。ふるさと納税ワンストップ特例制度です。申告をしない方法を選ぶと、寄附を受けた自治体から届く書類を寄附先の自治体に提出することで、居住地の住民税が自動的に減税されるようになりました。

これらにより27年度は約1,600億円となり、29年度は3,000億円を超える予想となっております。

一方で、自治体が寄附金を集めるために高額な返礼品を提供することが問題視されています。総務省の調査によりますと、全国の自治体の平均では約40%の金額の返礼品を提供しているようです。29年4月以降は30%以下に抑制するように自粛を求められています。また、家電製品、金券、宝飾品といった換金性の高い返礼品、自転車、家具、楽器などは全廃するように改めて要請されました。転売対策の有無や地元に対する経済効果にかかわらず一律です。

平成30年4月1日には再び総務大臣通知が出されており、返礼割合の徹底、地場産品以外の送付についての良識のある対応が要請されています。ふるさと納税を行った経験のある方は約10%です。ただし、一度ふるさと納税を行った方はほとんどがリピーターとなっています。

そこで、逆風も吹きかけているふるさと納税の現状及び今後の動向について質問いたします。

1) 返礼品の金額が30%を超えないよう、総務省より自粛要請が29年4月、30年4月と二度出されましたが、本町の対応はどうでしたか。

2) 「ふるさと納税ニッポン！」という有名なガイドブックに、本町のPRを掲載するようですが、詳細は。

3) 本町にふるさと納税した方へのリピート対策は。

4) 寄附をした金額に応じて返礼品のポイントが付与される「ポイント制度」の導入の検討は。

大綱2問目、**今後の水道事業について。**

我が国の水道普及率は97.9%に達し、国民生活にとって最も重要な社会基盤となっております。また、本町の水道普及率も99.9%に達しており、町民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっています。人口減少や節水機器の普及など、水需要の減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要となることが見込まれます。

このような状況に対し、水道施設等の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取り組みを一層推進するとともに、投資費用の合理化を前提とした「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。水道管路は、法定耐用年数が40年となっており、現在、その施設の老朽化が進行している中で、管路の更新が思うように進んでおらず、水道管路の経年化率（老朽化）が年々上昇しています。

仮に現状の更新状態のまま推移とした場合、全ての管路の更新に100年以上かかる計算になります。

そこで、これらに関連して質問します。

- 1) 平成30年度水道施設台帳電子化業務委託の内容は。
- 2) 水道事業の広域化について、今後どのように進めていきますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、大綱2点ございました。まずは、ふるさと納税の現状と今後で、4点ほどございました。

1点目、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関しましては、平成29年4月及び平成30年4月に総務大臣から各都道府県知事宛てに通知が発出されています。

本町では、平成20年度からふるさと納税制度を活用し、財源の確保に努めてまいりました。平成20年度当初からふるさと納税に係る返礼品の調達価格の割合、返礼品割合につきましては、寄附額の3割以下としており、今後もふるさと納税制度の趣旨に沿って事業を実施してまいります。

なお、返礼品以外の経費としては、ポータルサイトへの委託料や寄附金決裁システムの使用料などが約2割となっており、ふるさと納税に係る全経費は寄附金額の5割以下となっております。

2点目、ガイドブックへの掲載でございます。

掲載を予定しているガイドブックにつきましては、ふるさと納税関連雑誌等の中では発行部数が最大のムック本となります。柴田町のふるさと納税情報の掲載は10月末発売予定の「2018冬号」を予定しており、申し込みは完了しております。掲載内容については、1つに、「花のまち柴田」の魅力を発信するための町のPR、2つに、返礼品事業者の声や返礼品の紹介などを掲載したいと考えております。記事内容等につきましては、紙面構成や文字数、写真の枚数の調整等もありますので、今後出版社との打ち合わせで決めることとなります。

3点目、リピート対策ですが、平成29年度寄附件数は9,077件ですが、中には前年度に寄附していただいた方や同年度中に複数回寄附をしていただいた方も多数おられます。リピーター確保としては、平成29年度から寄附していただいた方々に柴田町の桜の風景写真を使用した御礼状や町のPRとしてイベント情報等を送付するなど、単に御礼状だけではなく町の魅力を発

信できるようにいたしました。リピーターの確保のためには返礼品を充実するとともに、町の魅力を情報発信することにより柴田町のファンをふやすことが最良の方法ではないかと考えております。今後も寄附者数の増加やリピーター確保に向けて、返礼品の充実や情報発信の充実を図ってまいります。

4点目、ポイント制度の導入です。

ふるさと納税に係る返礼品として電子ポイントを送付することや返礼品のほかにポイントを付与することは、総務省からの通知により、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当することから送付しないこととされております。

一方で、全国の約180の自治体で導入しているポイント制とは、寄附金額に応じたポイントを返礼品として受け取り、寄附の申し込みとは別のタイミングでそのポイントと品物を交換することができる仕組みとなります。さきに述べました電子ポイントとは異なるものです。先進的にポイント制を導入している自治体に確認したところ、寄附のタイミングと返礼品を受け取るタイミングを分けることがポイント制の利点ではありますが、9割以上の寄附者は寄附の申し込みと返礼品の申し込みを同じタイミングで行っているとのことでした。ポイント制の場合は寄附の申し込みと返礼品の申し込みを別々に行う必要があり、ポイント制ではない通常の寄附申し込みより一手間多くなります。返礼品の申し込みが必要なことや、ポイントの有効期限など仕組みに対する認識の違いにより寄附者が混乱する場合もあるようでございます。

このようなことから、ポイント制を導入することによる効果が見えにくいこと、ポイント制が必ずしも寄附金額の増額につながるとは限らないことから、現時点ではポイント制の導入につきましては考えておりません。

大綱2点目、今後の水道事業、2点ございました。

まず1点目、台帳の電子化でございます。

水道台帳は管路や配水池等の建物の水道施設を管理するための調書と図面を指しますが、現在、町では紙ベースで財産管理を行っております。今年度整備します台帳の電子化業務では、水道管の埋設平面図に、施工年度、管の種別、口径や埋設深さに加え、宅地内の給水装置などの属性情報をパソコンに台帳システムとして取り込みます。また、各配水池の施設台帳も電子化することで、水道施設の適切な資産管理と工事や不動産業者からの埋設照会への速やかなサービス提供の向上を図るものでございます。

2点目、水道の広域化でございます。

本町における昨今の水需要は、節水器具の普及や微減ではありますが人口も減少しており、

事業収益も横ばいからやや減少傾向に転じてきております。このような状況を踏まえ、本町では県南3市9町で組織する仙南市町水道事業連絡協議会に参加し、広域化に関する話し合いや広域連携で運営する企業団の先進地視察などを行ってまいりました。

広域化を行うメリットとしては、施設の統廃合による施設の共同使用や幹線配水路を共有することで二重投資の回避や、施設規模の拡大に伴い維持管理費の軽減が図られること、組織のスリム化などが考えられ、その結果、従来水道料金が近隣市町より高い自治体においては水道料金が安くなる可能性がございます。反面、広域化による高度成長期に整備された水道施設や幹線管路の老朽化に伴う大量更新によって莫大な経費が必要となり、ひいては水道料金が高くなることのデメリットも想定されます。

仙南市町水道事業連絡協議会に参加している市町村においても、単独での維持・持続的経営が可能と考える市町や広域連携を早く望む市町があるなど、意見はさまざまです。本町においては、これからの広域化に対する議論の深化を踏まえた中で判断したいと思っております。当面は、自然災害や事故による配水池や管路の大規模な破損が生じた場合を想定して、近隣市町との配水管の接続や職員の応援体制の構築について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時45分再開とします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、まず最初に、平成29年4月に、このふるさと納税の返礼割合が3割を超えたものを返礼品として送付していた自治体もあったのでそれを3割以下に見直し、また商品券とかプリペイドカード等換金性の高い商品、あと資産性の高い家具とか楽器、自転車などは全廃するような通達が出されていると先ほどお答えいただきました。これにより、それまで30%を超えていた多くの自治体では30%以下に検討もしたところもあったようですが、平均で今まで40%の返礼品が平均だったということですが、先ほどの町長の答弁で本町では30%以下に抑えているということでしたが、具体的に大体何パーセントぐ

らの返礼品を送っていたのかお聞きします。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 割合にしてほぼ30%ということでございます。返礼品の割合は30%でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうすると一応規定どおりということによろしいんですね。ということは、この通達により本町では返礼品の見直しとかそういったものは特別にしなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 町長答弁のとおり、平成20年当初から返礼品割合3割以下としておったところでございます。

ただこの3割以下とした以外に、過去において換金性、転売可能性が高いということで、デジタルカメラがあったんですけれども、こちらは平成29年3月に取り扱いをやめてございます。同様に資産性が高いものということで家具、仙台箆笥があったんですけれども、こちらも資産性が高いという可能性もありましたので、現在ではとりやめてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今の答弁で見直しをやったということだったんでございますが、資産性の高いデジカメとか仙台家具こういったものは廃止したということだったんですけれども、それからもう1年ちょっとたっているわけでございますが、この全廃したことによるふるさと納税の影響といったものはどの程度あったのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 平成29年の実績、町長答弁にもありましたが、前年度と比較して9,077件ふえたということで、金額的にもほぼ5,000万円近くふえているような形です。ですから、返礼品を見直したことによる影響というよりは、逆に、柴田町で返礼品として件数、金額ともに上位であります牛タンの関連商品がございますので、こちらのほうを魅力ある商品と取っていただける寄附者の方が多くいらっしゃって、その結果、金額的にも前年度より多くなっているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） この見直しで何か資産品のものを全廃してもそんなに影響はなく、逆に納税額がふえてきたという返答だったんでございますが、続きまして、今度はことしの4月、

平成30年4月ですね、さらに、柴田町では規定どおり30%を超えないということを徹底してやっておりますので特別にはなかったんですけども、ことしの4月の通達ではこれ以外に地場産品以外の送付の自粛要請というものも出たわけですね。

それで、この二度の通達によってこのふるさと納税の制度が二極化されてきているんですね。1つの例を申し上げますと、埼玉県の所沢市ではふるさと納税の寄附は今までどおり受け付けますが返礼品はなしと、そういう制度に切りかえたそうでございます。逆に、お隣の山形県におきましては、ここはいろんなサクランボとかそういう名産品がありますので3年前の寄附総額が山形県では130億円ありまして、北海道に次いで全国第2位の寄附額を集めていたんでございますが、これは山形県内の各市町村におきまして貴重な財源であったために、そういう総務省の自粛要請に踏み切れなかったといういきさつがあり、今二極化が進んでいるところなんですけれども、ただ国全体の見通しとしては、先ほども言いましたが、平成29年度はふるさと納税は3,000億円を超えるのではないかとと言われておりますが、ことし以降、平成30年以降の見通し、これはどのように本町は考えているか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） なかなか見通すというのは難しいわけでございます。町としては、ふるさと納税でいただいたお金を町のいろいろな事業として使っているということもありますので、まずはふるさと納税の趣旨を尊重した形で制度自体は維持できればと思っております。そうした中で、やはり返礼品を充実させるとかそういった形で多くの寄附をいただくような形で検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今の課長の答弁にありましたけれども、今後の見通しがなかなか立てにくく、逆風が吹き荒れかけているこのふるさと納税であります。今後、柴田町にとってもこれは貴重な財源でございますので、この制度を健全に発展させていくための方向づけ、去年も2億円近くですか、集めたということがございますが、その方向づけというものは今後どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まずは、やはり柴田町では総務大臣の通知に沿った形でやっているわけなんですけれども、制度全体ということからすると、柴田町以外のほかのところ、返礼品割合を高く設定して送っているふるさと納税の趣旨に反しているような形での送付が行われているところがあったり、そういったことが結果的にふるさと納税制度そのもの

のに対する国民の皆さんの信頼を損ねるような形につながっているということで、逆風という表現をされたと思うんですけども、柴田町としては、今までどおり総務大臣の通知に沿った形で返礼品割合を守ってこれからもやっていくという考えでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今の方式を継続してやっていくということだったんですけども、ちょっと他町村の例を申し上げますと、このふるさと納税で何十億円も集めていた九州のほうとかには自治体もあったわけですよ。それで、今回の総務省の二度の通達によりまして見直しを検討したり実施したりしているわけでありまして。この還元率が魅力的だった自治体にとっては大幅な収入減、そういうところは私は減るんじゃないかと思っているんですけども、逆に、これによってふるさと納税の規模が縮小するかといえば私は一概に言えないと思うんです。逆にこの二度の総務省通達の機会を絶好のチャンスと捉えて、今までどおり柴田町は3割の寄附金の返礼品の率を守ってきたわけでございますから、ここはさらに魅力ある返礼品を開発とか、あと数をふやして充実を図っていけば今後にかなり明るい見通しが出るんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） おっしゃるとおり、返礼品の見直し、充実ということは非常に大事なことで考えております。現在、町で牛タンが主力商品になってはいますが、今考えておりますのは子牛の牛タン、希少価値が高いということで、子牛肉ということで未成熟の若いあるいは幼い牛の肉のことだそうなんですけれども、欧米では普通の牛肉よりも高級な食材とされているということで、添加物を一切使用しないということで、雑味のない純朴な味わいと柔らかさということが売りなんですけれども、こういった商品を今新しい商品として加えようと計画しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、やはりさらなるそういう商品の新しい開発とか数をふやすことにご尽力いただきたいと思います。

続きまして、「ふるさと納税ニッポン！」ですか、この有名なガイドブックに本町のPRを掲載するということがあったんですけども、これはたしか先月の末も夏号ですか、出たばかりなんですけれども、本町では秋に発売される冬号に掲載するということがございましたが、この費用対効果はどの程度見ているのか、お聞かせ願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 「ふるさと納税ニッポン！」さんですけれども、こういったふるさと納税関連の雑誌では最大級のムック本であるということのようでございます。全国的に東京から北海道、そして兵庫とか各県のほうにも売られているということでございますので、この雑誌に載せるということでございます。

それで、ふるさと納税を行う方というのは、やはりこういった雑誌を見てふるさと納税をしようという方が多々いらっしゃると思いますので、そういった意味では、非常にその方の視覚に訴える方法としては有効ではないかと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうしますと、このガイドブックは年2回発行されているようですが、その後も、冬号、10月に発売されたものの状況にもよるのでしょうかけれども、継続していく考えそれでよろしいんですか。一過性なのか、ちょっとその辺を確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まずは今回、冬号10月31日に発売予定でございますけれども、大体ふるさと納税の場合は11月、12月に納税をいただくという傾向が多いわけなんです。それで、そういった月の推移を見ながら次の掲載については検討させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。

続いて、リピート対策についてお聞きしたいんですけれども、このふるさと納税というのは、する側にとっては寄附先の選択というのはかなり多くあるわけですね。だから、その中から当町を選んでいただくというのは至難の業、大変なことでございますけれども、そうならないように他町村へのせめて1回うちへ寄附された方が流出を防ぐための対応策ということで、さっき町長からイベント情報を流したりあとお礼状を送ったりそういった方向をやっているとお聞きしましたが、これは私は前回の一般質問でもお聞きしたんですけれども、メールマガジンというのはやっているんですか。ちょっと確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今はまだやっておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） これはかなりの市町村でやっているようなので、ぜひご検討のほどをお願いしたいと思います。

続いて、ポイント制度についてお聞きします。今もまちづくり課長からお話があったんですけども、このふるさと納税というのはどうしても例年年収が決まりかける11月、12月ですね、このころになると大半の方は自分の年収というものがある程度把握できるようになり、自分のふるさと納税の上限額というのもわかるので年末に集中しやすいということは言われているんですが、参考までにお聞きしますけれども、月別で見た昨年の6月と12月の本町に対するふるさと納税額は幾らだったのか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まず、6月でございますね、6月につきましては、件数にしまして220件、金額が約三百六、七十万円で、割合としては1.9%でございます。

それから、12月でございますが、件数にしまして5,708件、金額が1億3,136万円です。割合にしますと67.6%ということで、ほぼ1年の7割近くが12月に集中するという形でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） やはり思ったとおりどうしても12月になると多くなると。

そして、先ほども町長からポイント制度についてお聞きして、ちょっと余りメリットないんじゃないかという感じだったんですけども、これは私の私見でございますけれども、私としては手間もかかりますし財政面も負担もかなり大きくなると思うんです。ただし、現在うちではポイント制度をとっておりませんので、これのまず第1にデメリットというものを申し上げてみますと、まず返礼品の多くが、例えば納税する人は12月が多いとしますよね。でも、ほかの地区も皆12月だということが考えられると思うんですよ。ですから、そこでうちに引きつけるためにも、米、肉、魚介類など保存期間が気になるものが多く二の足を踏むケースがあると思うんです。2つ目に、寄附時期によっては欲しい特産品がないと。これはあくまで季節限定商品をやっているところは結構多いようでございますから。

これに反して今度はポイント制度を導入した場合の、先ほど町長はデメリット、私は今度はメリットを言わせていただきます。このメリットと言いますと、決め方によりますけれども、ポイントの有効期限内、無期限にしているところもありますけれども、ただしふるさと納税が続いている限りですが、いつでもゆっくりと返礼品を選ぶことができると。要するに、これだけ先ほど言われたように六十何%の人が年末にふるさと納税をして、焦って返礼品を選ぶ必要がないということであります。ですから、大半の人にとって私はメリットがあるんじゃないかというふうに考えているわけであります。

それで、このポイント制に関連しまして、要するにかなりの自治体でやっているんですけれ

ども、オリジナルカタログ、自分のところの返礼品、例えばうちでしたら牛タンなら、これは参考までに、私2年前にちょっとふるさと納税した福岡県の福智町というところでオリジナルカタログをつくっていたのできょうちょっと持ってきたんですけども、これに自分のところの地場産品とか、あなたの場合は7,000ポイントあるのでそれはいつでも使えますよと、そういったものをつくっているわけなんですよ。この自治体の大きさといいますと、人口たしか2万3,000人で、本町は3万7,000人ですから、かなり小さいですよ。それでも平成23年度のふるさと納税の寄附額を調べてみましたら13億円集めているんですよ。それで、一応私もどうかかなと思うんですけども、まず最初にこのオリジナルカタログ、こういったものをつくる考えとかは今のところはどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） いろいろほかのところでは取り組んでいらっしゃるということではございますけれども、柴田町では現在のところは特に考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） なかなか財政面とかいろいろ大変で取り組んでいないということでございますけれども、あともう一つカタログギフトの件でお聞きしますけれども、これもどうしても年末にふるさと納税が集中するというので、これは特に若年層、若い人らに人気あるんですけども、通販会社のカタログで5,000円とか1万円にするのがありますよね、そういったものを返礼品の中に加えている自治体が岐阜県的美濃加茂市でやっているんですよ。ベルメゾンといいまして、昔でいうと千趣会ですね、これを返礼品の中に取り入れて結構評判がいいようなんですけども、これを検討されてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長、嫌な顔したのね。

柴田町のふるさと納税はまだ9,000件でございます。やっとなら平成28年、29年度から1億円を越したということでございますので、まずはオーソドックスな手法で商品の魅力、柴田町の魅力を新聞、それからムック本こういうところでアピールをしたいなというふうに思っております。

このムック本も、本屋めぐりが好きなものですから、ふるさと納税に全て柴田町が載っているわけではないんですね。宮城県はちょっと対応が遅くて3市町ぐらいしか載っていないんです。ほかの自治体はいっぱい載っているんですが。

そういった意味で、まずは基本的な手法をとらせていただいて2億3億に伸ばさせていただ

ければというふうに思っております。ある程度柴田町も、牛タンもいろんな牛タンもできましたし、海の物も伊藤チェーンさんのご尽力により品揃えができてまいりましたので、やはり将来は私としてはこのカタログギフトができるような商品構成にしてアピールしていきたいと。とにかく東京には3,000万人いるわけですから、その9,000件なのでまだまだ情報提供すればふるさと納税がふえるのではないかなというふうに思っております。

ただ先ほど申しました千趣会の通販ですか、そういうものは金券に該当するので、柴田町としてはあくまでも柴田町で提供できるふるさと商品をオーソドックスな形でPRをして、将来的には議員おっしゃるカタログギフトができるような商品構成をして、オーソドックスに訴えてふるさと納税をふやしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） よろしく検討をお願いしたいと思います。

それでは、今度はカタログの件と違って、ポイント制度を入れた場合の利便性ですね、当町では採用しておりませんが、これについてお伺いします。

まず第一に、納税者の越年制度、要するにどうしても12月が多いですね。そうした場合に、今は平成30年ですから、31年度とか32年度に繰り越して返礼品をもらうとかそういうことは可能なかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 可能ではあると思うんですけども、今現在ポイント制をとっている自治体二、三のほうにちょっと確認したわけですが、レポート、ポイント制の中でレポートしている方が大体2割から3割だという担当者の印象でございました。その中でポイントそのものを繰り越している方は1割程度だというお話で、意外にこれはちょっとそんなに多くはないという実態でございました。

そして、逆に、ポイント制なんですけれども勘違いして、納税するとすぐに返礼品が返ってくるということで勘違いなさる方も多くいらっしゃるということで、必ずしもポイント制のメリットというのがまだ浸透していない状況かなと思うところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 私はどうしてもこういったものを合理的に考えることが多いので、もう一点お聞きします。

先ほどの利便性の件で同一家族の場合、例えば旦那さんが最初にふるさと納税するでしょう。すると3万円の権利があったと。そして、奥さんもふるさと納税して2万円の権利があった場

合に、合算して例えば5万円相当のものをもらうような融通性というか、ポイント制にすればそういうことも可能だと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） そうですね。ポイント制の1つの利点なのかもしれませんが、今現在ははまだ、ポイント制少し情報等を収集して見きわめたいとは思っています。

1つポイント制に関して言いますと、必ずしもポイント制をとって寄附額がふえるというわけでもないわけなんです。実態としてそれがあまして、例えばある自治体でポイント制をとったんですけども、次の年には若干ふえましたが、その次の年には逆に導入する前の年よりも減っているというふうになったところもありますし、もう一つのところは年々ポイント制を導入したことによって減っているという実態もあります。今、ポイント制のメリットということでおっしゃられてはいたんですけども、そういったことも考えますと少し考えなければならぬと思うところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 以上、ポイント制の利便性など使い勝手をよくするためにいろいろと提案申し上げましたが、やはりこのふるさと納税におきまして柴田町を充実させるためには、私はこの制度の導入が不可欠ではないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。以上でこのふるさと納税について終わります。

続いて、水道関係についてお聞きします。

柴田町は現在配水管大体、これも前回私お聞きしたんですけども、253キロの配管があり、現在、それらを毎年少しずつポリエチレン管とか塩ビ管にかえて布設がえ工事をやっているようでございますが、今までやっていた鉄管というのはどうしても腐食の進行も早く漏水事故にもつながりやすいということで、早急にこの布設がえ工事というのはやっていく必要があると思うんですけども、現在、柴田町ではこの鉄管というのはあと何%ぐらい残っているのか、ちょっと確認させてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 現在、鉄管につきましては……済みません。ちょっと数値のほうを確認させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 後ほど答弁ということで。再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 鉄管のほうは後ほどということで、続いて、今度は経年化率というものをお聞きしたいんですけども、これも前回私が質問したときにお答えがあったんですけども、

も、現在の経年化率、40年以上経過したものは柴田町に現在29.6キロあると。そして、これをパーセントでいくと約11.7%。ところが、10年後にはこれが116キロにふえていくと。このままで行くとね。116キロということは、柴田町には253キロの配水管がありますので46%になるわけでございます。

この事業予定表を見ますと、平成29年度が約3,300メートル、そしてこの布設がえ工事費に1億6,800万円ほど計上しているようでございますけれども、今年度30年度はどのぐらいこの布設がえ工事をやるのか、教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今年度の施工につきましては3,200メートルほど、8路線ほどの整備を考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。今、今年度は約3,200メートルということであったんですが、このままで行きますと単純計算で行きましても老朽化がどんどん進んで立ち行かなくなると思いますので、今後この布設がえ工事費に今以上に目を向けていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（高橋たい子君） 質問終わりなんですが、ふるさと納税のポイント制度について説明の申し出がありましたので、これを許します。まちづくり政策課長

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ふるさと納税の関係で、最後にポイントの合算の関係がございました。ちょっとご説明の補足いたします。

税という場合、個人ごとということになります。返礼品もあくまでも個人ごとというのが基本でございます。それで、合算というのは基本できないと。合算すると贈与になってしまうということでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱2問を質問いたします。

大綱1、人と犬猫の共生を。

一般社団法人ペットフード協会は、平成29年全国犬猫飼育実態調査を行い、その結果をまとめました。それによると、犬猫の推計飼育頭数全国合計は犬が892万頭、猫が952万6,000頭で、

猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を上回ったとメディアで大きく報道されました。なお、猫の頭数結果には外猫の数は含まれていません。

犬猫はコンパニオン・アニマルと呼ばれ、単なる動物ではなく家族の一員としてともに生きていく存在であるとの認識が広がっています。ペットを飼うようになったら家族の会話がふえた、飼い主同士で友達の輪が広がったとの声をよく耳にします。終末期医療の現場や高齢者の施設、障がいのある子どもの施設でのアニマルセラピー効果もよく知られるようになりました。今や、犬猫のいない生活は考えられないほどです。

その反面、早朝から犬の鳴き声がうるさい、猫のふんで草花が枯れたなど、犬猫をめぐるトラブルもふえています。周囲に猫よけのペットボトルを置いている家も見かけます。また、飼ってはみたものの不妊去勢手術をしないために、ふえすぎて手に負えなくなった、転居の際に置いていかれて飼い主がいなくなったなどの事例もあります。

そこで、人と犬猫のよい関係をつくるにはどうしたらいいか、町としての考えを伺います。

- 1) 町内で飼われている犬猫の頭数は。
- 2) 犬猫についての苦情は5年間で何件ありましたか。
- 3) 不要犬猫として殺処分された犬猫は、5年間で何頭いましたか。
- 4) 町営住宅をペット飼育可能にできませんか。
- 5) 人と犬猫との共生に関する条例を制定しては。

大綱2、「しばた健康づくりポイント事業」をどう生かすか。

しばた健康づくりポイント事業が始まって4年が経過しました。全国でも、ポイント制度を取り入れる自治体は年々ふえています。ポイント制度が、健康に対する市民のインセンティブを上げることに寄与していることが実証されているためと考えられます。

町民の健康づくり施策が、単に健康面へのプラス効果のみならず、社会保障制度を維持していくためにも重要であることから、今後の方向性について伺います。

- 1) 現在、しばた健康づくりポイント事業の参加者は何人ですか。また、目標数に対しての達成率は。
- 2) 年代の分布、また男女比は。
- 3) 事業への参加が少ない年代に参加を促すための策は。
- 4) 健康づくりポイント事業が医療費削減につながった自治体がありますが、本町では医療費との相関関係はありますか。
- 5) 現在、ポイントカードは年度末で更新になりますが、有効期限を発行日から2年間にし

てはどうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子弘議員、大綱2点ございました。

まず1点目、5点ほどございます。

狂犬病予防法に基づき犬の所有者は所在市町村に登録の義務があり、町内で飼われている犬の登録数は平成29年度では2,031頭になっています。しかし、犬の頭数は年々減少傾向にあります。

なお、猫については登録義務がありませんので、町では把握しておりません。

2点目、苦情の関係ですが、平成25年度は37件、平成26年度が34件、平成27年度が7件、28年度が8件、平成29年度8件で、5年間の苦情は94件になります。苦情の主なもの、犬については放浪犬や鳴き声、猫についてはふんや尿の問題について苦情が寄せられています。

3点目、仙南保健福祉事務所に確認しましたところ、犬については5年間で抑留犬や飼えなくなって引き取った犬の頭数が46頭でした。そのうち飼い主に返還できた頭数及び新しい飼い主が見つかった頭数が40頭おり、残りの6頭が仙南保健福祉事務所から動物愛護センターへ搬出され殺処分の対象と考えられます。同じく猫につきましては、仙南保健福祉事務所で引き取った猫の頭数は506頭でした。そのうち新しく飼い主が見つかった頭数が133頭おりましたので、残りの373頭が動物愛護センターへ搬出され殺処分の対象と考えられます。

4点目、町営住宅では、ペットを町営住宅で飼育することによりその鳴き声やにおいなどにより他の入居者の迷惑になるおそれ大きいことから、町営住宅条例第22条に規定する迷惑行為の禁止の条項に基づき、ペットの飼育を禁止しております。飼育を可能とする場合は、飼い主のマナーの徹底やペットのしつけ方に加え、他の入居者の理解、住宅の構造的な部分の改善等が必要になるなど、さまざまな問題を解決する必要があるため、現実的に町営住宅においてペットの飼育を可能にすることは難しいものと考えております。

しかし、町営住宅において、ペットが飼われている情報が入居者から苦情として寄せられたり、職員が文書の配布や巡回中にその存在を確認する場合があります。その際は、本人に対し第三者へのペット譲渡を促したり、入居者全員でペットの飼育ができないことを再確認できるようチラシの配布をするなど、適切に指導を行っております。

ただし、飼い主の身体的な障害を補完する盲導犬等については飼育は可能としているところ

でございます。

5点目、議員ご指摘のとおり、今や犬や猫などのペットは家族の一員であるとともに、社会の一員でもあります。しかし、残念ながら一方で数々の苦情が寄せられることも事実となっております。犬猫等のペットについて、飼い主によってそれぞれ接し方や愛護及び飼育の仕方意識の違いが見られることから、当面は宮城県の動物の愛護及び管理に関する条例を基本に、仙南保健福祉事務所や獣医師会等関係機関と連携をとりながら、動物愛護週間でのポスターの掲示やお知らせ版等の広報を通して、動物愛護と適正な飼育について普及啓発を図りたいと考えております。

条例の制定につきましては、住民の機運や盛り上がりが大変大事でございますので、その盛り上がりを見ながら進めてまいります。

2点目、健康づくりポイント制度で5点ございました。

1点目、町民の健康づくりへの積極的な参加及び健康に対する意識の向上を図ることを目的として平成26年度にスタートしました「しばた健康づくりポイント事業」は、5年目を迎えました。年度ごとの参加目標実数は1,500人としております。平成28年度の参加申し込みは1,245人で達成率は83%でした。また、平成29年度に申し込みをした方は1,085人で達成率は72%でした。今年度の4月の申し込み者は181人と、出だしがよいと思っております。参加申し込み者は年々減少傾向にあります。今年度は努力型ポイント事業の拡充を行いますので、今後実施事業ごとに申請者が増加していくと考えております。

2点目、平成29年度の申請者の状況につきましては、年代別では70歳代が最も多く39%、次いで60歳代が36%、80歳代が15%となっております。60歳代から80歳代が90%を占めているという状況です。また、男女比では申請者の78%が女性となっております。

3点目、平成30年度は、昨年度実施した努力型ポイント事業「健康100日チャレンジ」の取り組み内容のメニューを、計測、運動、ウォーキング、禁煙、食生活改善の5つの種目にふやし選べるようにしました。また、獲得できるポイント数もふやし、目標を達成すると最高で5ポイント獲得できますのでポイントをためやすくなります。さらに、チャレンジ期間を広げ、スタート日を参加者自身で決めることができるようにしました。このことにより、参加型事業ではポイントをためにくい若い年代の方が参加しやすくなると考えております。今後、「健康100日チャレンジ」事業の周知に努めてまいります。

4点目、医療費との相関関係は明らかではありませんが、参加者は医療機関にかかることの多い60歳代から80歳代の方がほとんどです。この年代の方がポイントをためることを楽しみに

事業に参加するため、また申請や交換のために外出する機会がふえることで、介護予防や健康づくりにつながっていると思われます。

5点目、健診や事業は年度ごとに実施しており、年度途中の申請であっても同じ年度内の事業参加については、さかのぼってポイントを付与することが可能となっています。年度区切りのほうが参加者にとってもメリットがあると考えております。

なお、年度末の有効期限の確認については、これまでと同様にお知らせ版などで周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 町営住宅に今住んでいる方からも苦情が来ているということですが、間もなく4号棟、5号棟ができますが、そちらにも古い住宅から移る方がいると思うんですね。現在猫を飼っている方はどうしたらいいと思いますかということなんですが、私が考えたところでは、まずかわりに飼ってくれる人を探すのが最初だと思うんですね。

もし飼ってくれる人が見つからなかった場合です。3通りの方法があると思うんですが、1つは、猫と別れたくないので転居をあきらめて現在の住まいにずっといると。飼い猫は最長20年ぐらいは生きると言いますので、猫か飼い主ご本人が最期を迎えるまで今の住宅に住み続けるということになるかと思います。2つ目は、猫はそのまま置いて自分だけ転居する。3つ目は、規則違反などを気にしないで連れていく。町が推奨するのはどういう方法でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 推奨するといいますか、うちのほうでは飼ってくれる人を探していただくということがベストではないかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） ベストなのはわかっているんですけども。では、何かほかにもいい方法があったら教えていただきたい。飼い主が見つからなかった場合です。実際に今町営住宅で苦情が来ているというのは見つからなかった場合ではないかと思うんですけども、そういう方はどうしたらいいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 苦情が確かに平成29年度2件、平成28年度も2件ございまして、ただ単に、苦情内容としては鳴き声をする、においがする、家の中に入ってきたとかそういった苦情でございまして、うちのほうで口頭で注意して苦情分については処理済みだと、解決済

みだというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 苦情は2件でしたが、多分そうするともっとたくさん飼っている人がいるかもしれないということですね。わからないですよ、苦情が来ない限りはわからないんですけれども。1号棟、2号棟、3号棟に越した人たちは、引っ越しをあきらめた人がいるかどうかはわかりませんが、捨てていった人もいれば連れていった人もいると聞いています。それからあと、猫の保護活動をしている人に預けて飼い主を探してもらったという話も聞いております。

つい最近ですが、県外で猫を30匹公営住宅の中で飼っていて強制退去になった方がいました。飼育を禁止しているので、かえってトラブルになっているのではないかなという気もするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 名古屋についても当然迷惑行為の禁止ということで犬猫ペット類は飼えませんよということ saying ということですが、確かに30匹ですからね、30匹飼っているということは当然においとも出るでしょうし、窓をあければ出ていきたくもなるし、鳴き声はするしということで、耐えがたいことがあって多方面に迷惑をかけてしまったので、市としても当然強制退去という形になったと思うんです。いわゆる私たちが聞き及んだところによると、自分たちはそこに住んでいなくて猫だけがそこにいたと。ご本人は別なところ、猫のいないところに住んでいて、猫だけいるので餌をやりだけに実はその住宅を使用していたということを伺っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 最近、民間のアパートでもペット飼育可というところが少しずつふえてきているんですね。そういうアパートを見てきたんですけれども、そこではドアをあけるとすぐちょっと先に柵がついているんですね。あと、部屋の中は部屋と部屋の仕切りのドアにキャットドアがついている。ただ普通のアパートと違うのはそのぐらいだったんですね。

ですから、今から町営住宅にペット化のを何戸かつくるにしても、ほかの部屋と比べて費用が余分にかかるということはないと思うんですけれども。全戸を飼育可能にする必要はないと思うんですね。1棟のうちに何戸かそういうところを設けてはどうかという提案なんですけど、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 当然部屋の構造、爪を立てても大丈夫なような構造にするとさまざまなことを変えなければならない場合もございますので、当然迷惑行為の禁止ということは、アレルギーの人もいますし、例えばにおいがちょっとでも漏れたらあるいは鳴き声ちょっとただけでも敏感に反応するという方もいるので、これは難しいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） それで、ペットをアパートで飼っている人に話を聞きました。それから、ペット等の飼育に関する細則とあって、住宅会社のほうでペットを飼ってペット化のアパートに住んでいる人に渡している細則というのを見たんですけれども、そのアパートですと、飼育の承諾を得たペット等の1住居当たりの飼育可能な種類と数は各号のとおりとする。1、犬猫については2頭以内。2、鳥かご等に入れて飼育する小鳥類。3、観賞用の小魚類。4、盲導犬・聴導犬、居住者の日常生活を介助する目的で飼育する動物。5、その他社会通念上ペットとして認知され集合住宅で飼育することに問題ないと判断される動物で、管理会社の承諾を得たもの。大体このくらいが守られれば入れますと。そのほかに飼い方とか散歩に連れ出すときの方法とか細々決まってはいるんです。

そういう住宅に住んでいる人に聞いてみましたら、犬の鳴き声はやはり気になることがあるそうですが、猫を飼っているかどうかというのはほとんどわからないそうなんです。猫の場合は室内飼いというのを基本にしていますので、そういう場合には隣近所にほとんど聞こえないし、わからないから別にペット禁止にする必要はないんじゃないのかというのがその方のお話でしたけれども、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 不特定多数の方が入る町営住宅ということもあって、当然最初からそういった条件でお示しして入っている人とは異なります。ですから、飼っていいか悪いかという話になれば、当然迷惑行為ということで禁止しているわけですから、そこはご理解いただいて入居していただくというのが当然だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 壁を傷つけたりするという事なども先ほど話にありましたけれども、爪研ぎ場所とか猫のトイレとか決めてやると猫は結構守るものなんですよね。壁紙が汚れたりした分は退去するときに現状復旧ということで敷金の中からお金をいただいていると思いますので、ちょっとその辺もう一度検討していただきたいなと思います。

それから、今度は町民環境課のほうの関係かなとは思いますが、猫の不妊避妊手術の助成金があると、補助金制度が県のほうにあると思うんですが、その概要を教えてくださいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 宮城県の飼い主のいない猫の不妊去勢事業といたしまして、宮城県が宮城県獣医師会のほうに委託しまして獣医師会が行う事業でございます。それで、平成29年度は、昨年度から始まった事業で、届け出あるペット病院等に申し出しまして、雄猫の場合6,000円を限度とし、雌猫の場合は1万2,000円を限度として2分の1を補助するものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） その補助を受ける場合の条件ですが、猫は飼い猫でしょうか。それとも、飼い主のいない猫でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 飼い主のいない猫でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） ここ数年、地域猫活動というのが全国で盛んになってきています。多分飼い主のいない猫に対して県が補助金を出すというのは、その地域猫活動を活発にさせようという考えが根底にあるのかなと思うんですが、始まったのは平成29年度からですか。はい。

うちの近所でそういう事例があったんですね。何匹かの野良猫がいて困ってました。それで餌やりをしていた人たちがいましたので、こういう事業があるんだよということを教えてあげたら、その方たちは自分たちで足りない分のお金を出して猫の去勢手術をしました。そして続けて餌やりをしていたんですが、その場合もご本人たちは意識していなかったけれども、今推奨されている地域猫活動なのかなと思うんですが、県の補助金が出るというのはどんなふうにして周知しているんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 昨年度から始まった事業でございますけれども、県のほうはまず県のホームページ、それから獣医師会からのポスター、あと各市町村のほうにもポスター等の通知はございますので、そちらで通知しているところでございます。平成30年度につきましても5月末にそれらの通知が来まして、町民課の衛生班の窓口のところにポスターを掲示して

おります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 苦情の件数と比べて実際に猫のトラブルはかなりあるんじゃないかなと思うんですね。うちの近所で猫を30匹以上飼っていた方がいました。その方が引っ越さなければならなくなったんですけれども、当然何十匹も飼っていれば近所からの苦情はひどいですね。もうほとんど隣近所からつまはじきという感じで孤立されていたそうなんです。引越していくのに猫たち何とかしなくちゃいけないんじゃないのかということで、動物愛護団体に相談してみたんですね。町民環境課のところに猫の譲渡会のポスターが張ってありましたので、それを見てその団体に連絡とって、何とか協力してくださいというお願いをしたんですけれども、結局、2月にその方は引越していったんですけれども、パルボウイルスという病気が蔓延しまして10匹以上の20匹近い猫が死んでしましまして、最後に残ったのは12匹なんです。その12匹は何人かで2匹ずつ預かってまだいるんですけれども、譲渡会を開いてそのときに連れて行って何とかしようということになっているんですが、きのう、たまたま猫の話をしていたら、うちの近所にも20頭外で餌をやっている人がいて、やはりにおいがひどいとか何とかで苦情が来ているという話がありました。町民環境課のほうで多頭飼いをしている事例というのはつかんでいますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 苦情があったものに関しては把握していますけれども、それ以外のものについては把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 住宅密集地でそういう、多分山手のほうとか畑の多いところではそういう苦情はないかもしれないんですけれども、やはり槻木や船岡の住宅密集地では、もしかしたら表には出ないんですけれども町のほうに苦情は行かなくてもそういう問題があちこちであるのかなという気もしているんです。

もし県の補助金などを使って不妊手術をすることができれば、もう少し飼い方も変わってくるんじゃないかなと思うんですね。猫は年に3回ぐらいお産をするそうです。猫の生態がわからないと、子猫をかわいがっているうちにあっという間に大人になって次々に子猫を産むようになって、もう飼っている人はどうにもなくなって結局20頭30頭になってしまったというのが実情ではないかと思うんです。

町としても地域猫活動を宣伝して、県からの補助金もある、もしできれば町からも補助金出

しますよということで周知をすれば、じゃ協力しましょうという人があらわれるのではないかなと思うんですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） いろいろ犬猫の苦情はございますけれども、比較的猫の苦情、森議員さんがおっしゃったとおり、室内で飼われているということで意外と外に実情はわからないんじゃないかというふうなこともあるのかもしれませんが、苦情は犬から比べると件数は少ないです。

それで、啓発活動になりますけれども、飼い主のマナー、あとむやみに餌をやらないとかそういうことにつきまして、町の広報誌とか、あと公衆衛生組合、あと環境委員のほうも通じてそういった指導を行っていくとともに、ホームページで飼い方についてのマナーというものを今徹底しておるところでございます。それで、平成27年度から看板も設置しまして、そういった被害があるところには看板を設置したりして、苦情でございますけれども年々減っている状況でございます。

それから、全ての猫に対する補助ではございませんけれども、平成29年度から去勢手術への助成が開始されまして、今のところ今年度につきましてはその体制で進んでいきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） いわゆる猫ブームというのが今続いていまして、2014年ごろから岩合さんの「世界ネコ歩き」というテレビ番組なんかがきっかけになってブームになっているようですけれども、ネコノミクスといわれるぐらい経済効果があるということですね。2016年に関西大学の宮本勝浩さんが発表したレポートの「ネコノミクスの経済効果」というのによりますと、猫関連グッズや書籍などの売り上げがもたらす経済効果は2015年の1年間で約2兆3,162億円に上ったというんです。企業誘致もいいことですし、きのうもいろいろ町の活性化ということで話が出ましたけれども、ペットを適正に飼うことによってこの経済効果もかなり高いと思うんですよね。

嫌いな人にとっては邪魔者かもしれないですけれども、いろんな形で町に恩恵をもたらすということも考えれば、猫の飼育、野良猫対策、その地域猫活動に町が協力をするという方法も必要ではないかなと思います。もうちょっと県の補助金の周知というのを一生懸命やっていたきたいと思うんです。猫をかわいがる人も、飼っていないくても猫がいるとそばに寄っていつてちょっとさわりたいくなるという方は多いと思いますので、飼っていない猫に対して避妊

手術をしてやる。そして餌やりを続けることで時間はかかりますけれども野良猫対策になっていくと思いますので、町としても、これはいけない、あれはいけないという禁止だけではなくて、飼い方の指導というのも一生懸命きちっとやっていただきたいなと思うところです。

この大綱1についてはこれで終わります。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 60代以上が90%、そして女性が78%ということで、これからの取り組みのターゲットが絞られてきたかなという気がいたします。男性をどうやって引っ張り出すか、また、若い人たちにどう関心を持っていただくかということが重要かなと思いますが、きょう午前中の答弁の中で健康チェックですか、健康チェックの会というのを始めるということで、男性を呼ぶためにはいいのかなと思います。

それで、よその事例で若い人たちの参加を促すためにスマホアプリを使うとかというのをやっているところがあるんです。費用対効果を考えるとどうなのかなというのはあるんですけども、この辺はやってみようかとかという話は出たことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 歩数計を利用したスマホアプリを使いながらポイントを付与していくというところが西日本の自治体等にもございます。ただ最初の設備投資、結構な金額がかかるという中身を見させていただきました。手軽にためられて歩数だけではないポイントというふうに考えたときに、まだ柴田町の場合はその機が熟していないのかなというふうに考えております。検討はいたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 多くの人にとって若いときは健康であるのが当然という感覚で、年をとって体力の衰えを感じてから初めて生活習慣に関心が行くという場合が多いと思うんですけども、ただ若いころからの生活習慣が年とってからの健康に影響するということが多いと思う

んですね。これからの人たちに健康寿命を延ばしていただくためには、若いうちからポイント事業に参加して健康に留意してもらうということがとても重要になってくると思うんです。

それで、今年度の健康ポイントの対象事業44事業になっておりますが、平成26年度版の初年度を見ますと47事業になっておりました。特に目を引いたのがスポーツ振興課の事業が12事業から3事業に大きく減っているんですけれども、その辺の理由は何でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 一番大きいのは町民スポーツ大会、これは体育協会主催ですけれども、各種種目がありましてこちらの参加者を対象にしたわけなんですけれども、会場が幾つにもわたる、それから当日の選手の変更があるということで、一遍に対象事業を掌握することがちょっと難しくなったものですから、初年度でそのスポーツ大会については外させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 何かちょっともったいないような気がしますよね。スポーツ大会というとかかなり若い人、男性もたくさん集まるわけなので、その辺また再開して、そのときだけでも応援をもらってということはできないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 若い人を対象ということで前年度からやっているもので夜の事業が結構ありまして、今やっているのはボクシングエクササイズということで夜の事業でございます。これには年齢制限がございませんので今も30代の方も結構いらっしゃって、若い人も健康ポイント事業の中に入れていただいてカードをつくっていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 何人ぐらいなんでしょうか。残りの60歳未満の10%がその方たちなのかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） ボクシングエクササイズについては64歳までを対象としております。それで一番若い方が31歳ですか。最高年齢がぎりぎりの64歳ということで、平均すると40代の方が7時からの事業に参加しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 健康ポイント制度を始めている自治体は多いんですけれども、参加人数をふやすために、地域でのボランティア活動とか民間のスポーツクラブでの運動といった行動

にもポイントを付与するということもありますけれども、柴田町の場合はそういうのは入っていないと思うんですが、その辺の検討はされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 民間のスポーツクラブで毎日汗を流していらっしゃる、あとはダンベルをしたりウオーキングしたりというふうなことで、結構自分の体と相談しながらやっている方はたくさんいらっしゃいます。そういった方を応援するためのポイント事業を町で考えたときに、努力型ポイント事業ということで「100日チャレンジ」、それを昨年度から始めて、今年度は5種目にふやさせていただきました。その中で運動メニューであれば1日30分以上の運動をするということで、それはご自身でしていただいてもいいですしジムに行つて汗を流していただいてもいいし、それを記録していただくというふうに町のほうでは考えました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 実は私も今年度挑戦してみました。きのうから始まっていて、運動のほうに、きょうで2日目、100日続くかどうかちょっと心配なんですけれども、何とか頑張って挑戦してみたいと思いますが、こういった取り組みも有効ではないかなと思うんですね。やはりなるべくたくさんの方がまず自分の健康に気を使うということが大事で、国保に使う経費を減らすとかいろんな面でいいことがあると思いますので、これからも続けていろいろな方法を考えて参加人数をふやしていただきたいと思います。

それから、5番目のポイントカードの更新ですけれども、有効期限は年度末のほうがいいということでしたが、1年半ぐらいで切れてしまう人もいますよね。図書カードと引きかえを、その1,500人ですか、初年度は1,500人が参加したということですが、カードと引きかえができた人の数というのは何人ぐらいいるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 昨年度ですと、平成29年度の参加者申し込み、実人数でいえば1,085人が昨年度の申し込み者。交換した方は645人になります。ただこちらには2回以上交換した方も含まれておりますので、約500人というふうに見ていただければ半数ぐらいとなります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 挫折の理由は何なんでしょうか。始めたときは全部いっぱいにして500円ゲットするという意気込みで始められたと思うんですが、途中で期限が切れたりとい

うのの一番大きな原因は何なのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） こちらの有効期限のほうは、平成29年度発行したものであれば平成30年度、2カ年度分に有効期間が来ますので、その間にためられる方がほとんどかなというふうに思っているところです。最初の平成26年度の初年度のときは参加するだけの事業がほとんどでしたので、みずからポイントを生み出すことができるものがなかったので、そういったPRもこちらのほうで上手ではなかったかなというふうに思っております。今年度に関しては50代、60代、今までは70代を中心に非常にカードを発行していたんですけれども、ことし4月だけで見ますと60代が多かったんですね。少し変わってきたかなというふうには思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 人によってどどんたまってこんなにもらっているのかしらという声もありますし、なかなかためるのが大変だという声もあるんですね。ためるのが大変という方は比較的若い方かなと思うんですが、その辺、対象事業の選定の仕方も影響しているのかなというふうに感じています。その辺は今までも検討されてきてはいるんでしょうけれども、今後も参加人数をふやすということを目標にいろいろ考えていただけたらなと思います。

それから、もう一つ、ポイントカードの発行のことについてですが、申し込んで後から郵送されてくるわけですよね。その辺、いっぱいになったポイントカードを持っていったときに発行することはできないんでしょうか。郵送料もかかりますし、何か手間が余計にかかっているようにも見受けられるんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 可能であれば当日発行したいというふうには考えているんですけれども、番号や住所、転居がないかどうかの確認もさせていただいてそれから発行させていただいております。全員が受け付けできるようにはしているんですが、発行する番号を含めて管理をしているものですから、職員何人かしか今のところはその発行ができないんですね。そのためどうしても後からというふうにさせていただいているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 個人情報も含まれるということで、誰もがパソコンのぞけるわけではないということなんですかね。はい、わかりました。

質問はこれで終了したいと思います。2045年問題という言葉も今回出てきましたけれども、

これから自分の健康をどう守っていくかというのは本当に、特に年齢を重ねてきますと本当に自分の問題として捉えております。一日でも長く健康で町に余計な負担をかけないようにと心がけてはいるんですけれども、ぜひ元気で一日でも長い健康寿命、先日の中間調査ですと余りいい結果が出ていなかったんですけれども、その辺もきちんと分析していただけたらなと思います。まだ年数がそんなにたっていないので正確な原因とか分析するのは難しいかとは思いますが、全庁的な問題として全ての職員の方に捉えていただいて協力もしてもらえばいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に入る前に、8番齋藤義勝君の一般質問において保留となっていました鉄管の件について答弁の申し出がありましたので、これを許します。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほどの齋藤義勝議員からの質問にお答えします。

鉄管の水道管の延長ですが、5.1キロございまして、全体の2.0%でございます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋たい子君） 齋藤義勝君、よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、あらゆる世代にやさしい「エイジフレンドリーシティ」の導入を。

エイジフレンドリーシティとは、WHO（世界保健機関）が2007年に提唱した世界的な高齢化と都市化に対応するためのプロジェクトです。秋田市は平成23年、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワークに、日本で最初に参加しました。平成25年に行動計画を策定し、エイジフレンドリーシティカレッジリレーセミナーを初め、数々のユニークな高齢者コミュニティ活動・支援事業に取り組んでいます。行政主体の事業として「高齢者コインバス事業」「高齢者コミュニティ活動創出・支援事業」「エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業」などがあり、市民・民間事業者の主体的な活動へとつなげています。

また、「エイジフレンドリーあきた市民の会」が中心となり、街歩きイベントの「街のコンシェルジュ事業」、市民のロールモデルとなる生き方を実践している高齢者を発掘し紹介する「AKB（あきたのかわいいばあちゃん）&ASJ（あきたのすてきなじいちゃん）認定事業」「思いやりコンテスト」「エイジフレンドリー夏祭り」などを行っています。

グローバルネットワークに2番目に参加した宝塚市の「エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画」では、計画が目指すものとして「お互いさまがあふれるまちづくり」を掲げています。単に、見守る人と見守られる人、助ける人と助けられる人という関係ではなく、そこに住む誰もが、自分にできることを通じてみんなが安心・安全に住み続けることができる「地域づくり」や「支え合い」を育みたい、とのことです。

柴田町でも、あらゆる世代にやさしいまちを目指すべきと考え、次のとおり質問・提案します。

1) エイジフレンドリーシティについて、どのように考えるか。

2) エイジフレンドリーシティの理念を参考に、柴田町でも、あらゆる世代にやさしいまちを目指すことを提案する。

3) 神奈川県では、平成29年10月に県内19の市町が参加した。今後は参加する自治体がふえていくのではないかと。柴田町も参加を視野に入れて、柴田町らしい取り組みを創造していくことを提案する。

2点目、**早急に子どもの貧困対策の実施を。**

柴田町は平成30年3月に「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、巻頭には「子どもたちが自分の可能性を開花させ、未来を切り拓いていける力を培っていきけるよう、町の施策を推進していきます」との町長の挨拶があります。どのようにすれば、子どもたちが未来を切り拓いていくことができるのか、大変重い課題ですが、生活に困難を抱えている家庭や子どもたちを決して見放すことのないよう、しっかりと取り組むべきと考えます。

子ども期の貧困は、子ども期の後に訪れる現役期、高齢期への影響も視野に入れ、人生の中で連続的に捉える視点が必要です。所得格差が広がる中で起きている「子どもの貧困」に対する町の取り組みについて、質問・提案します。

1) 子どもの未来応援プランでは、平成28年度の準要保護児童・生徒数が333人、児童扶養手当受給児童数が593人となっている。児童扶養手当を受給している小中学生の何%が準要保護の対象になっているのか。

2) 柴田町の準要保護の認定は、生活保護の課税所得基準の何倍か。

3) 町ホームページの就学援助費受給申請書が更新されていないが、前年度中に更新すべきでは。申請書の「就学援助の対象となる方」の説明に、「その他教育委員会が特に援助が必要であると認められる方」とある。どのような方で、現在、対象者は何人か。

4) 就学援助費の給付方法を校長への代理納付とし、現金給付からサービス給付へ転換して

いる自治体がある。年3回の支給では、納付に困難を伴う家庭があることから、柴田町も校長への代理納付に切りかえることを提案する。

5) 応援プラン策定のためのアンケートでは、「子育てに関し相談できなかったことの有無と相談できなかった理由」として、生活困難層の41%が「相談先への連絡方法や場所がわからなかった」「場所が遠くて、相談に行けなかった」などと答えている。相談場所を明確にすることと、相談が一度で完結するよう、ワンストップサービスを行うことを提案する。

6) 応援プランに、「コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進」とある。どのような方がコーディネーターを担い、どのような方法で生活に困難を抱える家庭の相談を受けるのか。また、要保護児童対策地域協議会に対し、どれだけの権限を持つのか。

7) 町が行っている「ゆとりの育児支援事業」の給食費込みの利用料は、3歳未満児で1,460円、2人預けると倍かかる。宮城県の最低賃金である時給772円で6時間働くと4,632円となるが、利用料等を差し引くと1人預けた場合で3,172円、2人だと1,712円となる。朝夕に保育所へ送迎し、6時間働いて1,712円にしかない。この事業は生活に困窮している方にとって高ねの花となっていることから、次年度に保育所に預けて働くためのステップアップとして活用できるよう、所得に応じた減免措置を講ずるよう提案する。

8) 柴田町も加盟している「子どもの未来を応援する首長連合」では、平成29年12月に内閣府へ要望書を提出したが、回答を得られたのか。

9) 日本財団の子どもの貧困対策プロジェクトに「家でも学校でもない第三の居場所設置」があり、全国に100カ所の設置を目指している。開設費や3年間の運営費が補助されるが、町として取り組む考えはないか。

3点目、みやぎ森と緑の県民条例にのっとった取り組みを。

平成30年3月に、みやぎ森と緑の県民条例が制定されました。柴田町においても、この条例にのっとった取り組みが求められています。

そこで、何点か質問します。

1) 第5条には、市町村の責務と役割が明記されている。今後、柴田町としてどのように取り組むのか。

2) 第6条には、森林所有者の責務と役割が明記されている。森林所有者にどのように周知するのか。

3) 第10条には、県民等の役割が明記されている。住民の理解と協力を得るために、どのような施策が必要か。

4) 第12条には、県産材の利用の促進が明記されている。今後建築する建物は、全て県産材を利用するのか。

5) 柴田町森林整備計画策定の現況は。

6) 宮城県では「木の香るおもてなし普及促進事業」を行っている。公共性の高い民間施設等の木造化・木質化と、施設内に木製品の配備を行う事業を支援するというものだが、今年度町内で申請した事業体はあるのか。

私立幼稚園や小規模保育所の木質化や、家具・おもちゃなどの木製品配備も対象となるのではないか。

4点目、今後の学校給食センターについて、丁寧な説明を。

文教厚生常任委員会は、平成29年度の所管事務調査結果において「学校給食センターは、大規模改修して長寿命化を図るよりも建て替えをすべき」と指摘しました。しかし、町は平成30年度に改修工事を実施し、新給食センター建設に向け調査検討事業に取り組むとのこと。どのような計画なのか、詳しい説明を求めます。

町では、平成25年4月に各学校のPTA総会において、3町共同学校給食センター建設に関する説明を行いました。その際、「柴田町の給食センターは建設から31年が経過し、建物や機器が老朽化していることから早期の建設が必要」と説明し、広報しばた3月号・4月号にも特集記事を掲載しています。

しかし、8月に3町共同による建設は破綻し、破綻に至る経過について、広報しばた10月号に掲載しましたが、各学校での説明は行いませんでした。広報しばたには、「平成27年度に策定される柴田町総合計画の後期計画で、建設時期を明記します」とありますが、後期計画には「学校給食センターの「次期柴田町総合計画」内での完成を目指し、基金の積立やセンター新設に向けた準備を進めます」と、建設時期を明確に示していません。このことについて、保護者の皆さんへの説明が必要なのではないでしょうか。

老朽化した給食センターについて、多くの住民の皆さんにも考えていただきたく、何点か質問します。

1) 改修工事を行って、何年の長寿命化を図ろうとしているのか。

2) 保護者の皆さんが心配しているのは、もし給食センターで老朽化による事故が起きた場合、毎日弁当持参になるのではないかとということ。長期間稼働できない場合は、他の市町からの応援を得られるのか。

3) 共同建設が破綻した際の町の考えを、保護者の皆さんに説明すべきでは。

4) 後期計画に明記した「新設に向けた準備」は進んだのか。

5) 5年前、住民の皆さんへの説明では、給食センターは老朽化が進んでおり、「早期に建設が必要」とのことだった。あれからさらに老朽化が進んでいるが、なぜ今、長寿命化なのか。

6) 今後の給食センター建設へ向けての考え方を、保護者の皆さんや住民の皆さんに丁寧に説明すべきでは。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 余りの原稿の多さにどこに行ったかわからなくなっていました。

（「すみません」の声あり）

随時、大分時間がかかりますね、回答するのに。随時お答えをしております。

まず、第1点目でございます。エイジフレンドリーシティ。ちょっとろれつも回らなくなってきましたが、3点ほどございました。

まず1点目でございます。世界保健機関のWHOが2010年にエイジフレンドリーシティに関するプロジェクトを発表したもので、国際的なグローバルネットワークを形成し、行動計画を策定することで、高齢になっても社会の支える側として活躍ができ、支えが必要になった場合でも生き生きと暮らせる高齢者に優しい都市という意味と解しております。

重要項目として、市民参画や雇用などで高齢者が支える側に回ること、社会システムを高齢化に対応させることの2点が上げられています。また、屋外スペースと建物、交通機関、住居、社会参加等の8つのトピックの検証が必要と提言されていることから、高齢化の進展とともに人口が減少するこれからの社会を見据え、高齢になっても地域で活躍の場があり、また活躍の機会が確保されているなど、あらゆる人とつながり暮らしていくことができるまちづくりを推進することと考えます。

2点目、現在、本町においては生活支援・介護予防体制整備事業で、高齢者の社会参加と生きがい施策に対応した地域の支え合い活動の促進に取り組んでおります。中学校単位で3名の生活支援コーディネーターとそのリーダーとなる第1層の生活支援コーディネーター1名を配置し、地域の支え合いを主眼に、地域資源となる活動状況の掘り起こしや分析を行っております。

また、生活支援・介護予防体制協議会を設置して、地域の高齢者が担い手または支え手となり、住みなれた町でいつまでも元気で生活できることを目指していますので、このエイジフレ

ンドリーシティの理念も参考に体制の構築を進めてまいります。

3点目、本町らしい取り組みの創造については、さきに述べました生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心に、地域の支え合い体制など地域コミュニティの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

本町の自治体規模の職員体制等から検討いたしましても、単独での参加については時期尚早と考えておりますが、今後、他の自治体の動向については注視していきたいと考えております。

2点目、子どもの貧困対策で9点ほどございました。随時お答えをしてまいります。

1点目、平成30年4月1日現在、児童扶養手当の受給対象児童数は533人、そのうち小中学生は279人となっております。

平成30年度の就学援助制度による準要保護児童生徒数は307人で、そのうちひとり親家庭の児童生徒は182人となっております。また、申請の際に申請書の援助を受けたい理由の欄の「児童扶養手当の支給を受けている」に該当するとして申請し認定された準要保護児童生徒数は156人となっております。

児童扶養手当は子ども家庭課、就学援助制度は教育総務課が窓口となっており、それぞれ本人から提出いただいた申請書等をもとに担当課で個人情報として管理しているところです。担当部局が異なること、また申請書等を提出いただく際の個人情報取り扱いに関し他の業務での利用許可を得ていないことから、相互の名簿を突合することができないため、双方の支援を受けている方を把握すること、その割合をお示しすることはできない状況となっております。それぞれの制度に関する情報の提供につきましては、今後も継続して実施してまいります。

2点目、柴田町の就学援助制度の準要保護認定基準については、生活保護基準の1.3倍以下として認定基準を設定しております。その認定基準内の方で、生活保護の停止または廃止、町税等の減免、児童扶養手当の受給など7つの要件のいずれかに該当する方が認定されます。

3点目、町ホームページの就学援助受給申請書が更新されず、平成29年度分申請書を掲載しておりましたので、早急に更新をいたしました。

就学援助の対象となる方として7項目を掲載していますが、その他教育委員会が特に援助が必要であると認められる方の内容は、主に経済的な理由が多く、保護者の病気や失業、多子家庭による経済的困窮が理由となっております。この項目に該当した準要保護児童生徒数は97名となっております。

就学援助費は保護者が指定する金融機関の口座に振り込むことが原則となっておりますが、保護者から委任状の提出を受け学校長が代理受領することが可能となっております。本町にお

いては、委任状が提出された保護者分を学校長が代理受領し、給食費や学用品費、修学旅行費などに代理納付を行っております。

5点目、柴田町では柴田町子ども子育て支援事業計画に基づき、平成29年7月から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を目指して、柴田町子育て世代包括支援センター事業を開始しております。相談・支援がワンストップで行えるように、柴田町子育て支援センターでは保育士の資格を有した利用者支援相談員が、また柴田町保健センターでは保健師等が、それぞれ妊娠・出産、子育てに関する個別のニーズに対応した情報提供、相談支援を行っております。相談内容が多岐にわたる場合や専門性を要するものについては相談窓口を案内するなど、できるだけ簡潔に対応できるよう進めてまいりたいと考えているところです。

支援を必要とする多くの方に利用いただけるように、母子手帳交付時の柴田町子育て世代包括支援センター事業パンフレットの配布や子育て支援ガイドブックによる制度周知に加え、乳児家庭全戸訪問、各種子育て支援制度の手続の際の情報提供、また日々子どもと接する保育所・児童館等の職員が情報として提供できるよう、共通の認識を持って子育てに不安を抱える保護者に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

6点目、コーディネーターについては、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭課の専門的な研修を受講した職員が行っております。子ども家庭課内に配置されている児童家庭相談員に相談があったものや学校・近隣住民からの情報提供、相談があった家庭に対して、電話や家庭訪問により状況の確認を行うとともに、必要に応じた支援が得られるよう関係機関へつなぎの役割を果たしています。また、相談のあった家庭で支援を要すると判断した家庭については、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を実施し、各関係機関のそれぞれの立場から解決に向けた支援が行われるよう調整しています。

7点目、柴田町では、地域子ども・子育て支援事業の1つである一時預かり事業を町内3保育所において「ゆとりの育児支援事業」として実施しております。この「ゆとりの育児支援事業」は、保護者が隔日勤務や短時間労働、職業訓練、就学などにより毎日ではなく週二、三日程度家庭で保育ができない状況の児童を継続的に保育するための「特定保育」と、保護者の疾病や出産、看護・介護、冠婚葬祭など緊急的な保育が必要な場合や保護者のリフレッシュなどにも利用できる「一時保育」の2つのカテゴリーに分けて実施しております。

特定保育につきましては、保護者の勤務証明など通常の保育所への申し込みと同様保護者の就労が条件となります。一方、一時保育は保護者の就労等の条件はなく、どなたでも登録すれば利用できます。利用料は特定保育・一時保育共通で児童1人当たり日額1,100円で、ほかに

給食費として3歳未満児が月額360円、3歳以上児が月額230円を負担していただいているところです。

この一時預かり事業で所得に応じた減免措置を近隣で行っているところはありませんが、仙台市では生活保護世帯や市民税非課税世帯を無料としている事例があります。本町においてもゆりの育児支援事業のうち特定保育の利用については、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免実施に向けて前向きに検討させていただきます。

なお、生活に困窮している世帯への支援策としましては、生活保護制度や保護者の自立に向けた就労支援などを行う自立相談支援センター等を紹介するなど、生活困窮者個々の状況に応じた支援策を考えていくほうが重要ではないかと考えております。

8点目、子どもの未来を応援する首長連合は、平成28年6月に佐賀県武雄市が中心となって、賛同する加盟自治体によって設立されました。平成29年11月現在で全国179の自治体が加盟しております。平成29年12月に内閣府へ、179自治体の連名にて子どもの貧困対策の総合的な支援について、また、平成30年度予算編成等についての要望書を提出しております。

なお、事務局である武雄市に確認しましたが、要望書に対する国からの具体的な回答は現在のところないということでございます。

9点目、この事業は、子どもの貧困対策として家庭でも学校でもない第三の居場所となる拠点を整備し、運営を行うNPO団体などへ公益財団法人日本財団から直接助成が行われるプロジェクトになります。埼玉県戸田市の事例では、小学校1年生から3年生までの子どもが放課後に食事の提供などの生活支援や学習支援を受けることができる拠点施設として開設されています。自治体としての役割は、開設時の子どもの貧困実態調査や運営団体候補の検索、団体と日本財団との調整機関となる窓口を設置などの協力と、開設後4年目から自治体が事業を継承することがあります。

子どもの貧困対策事業の活動実績を有する運営団体候補となる基準を満たす民間団体がないことや開設後4年目からは町が事業及び経費面で全て継承しなければならないことから、今のところ日本財団が進める家庭でも学校でもない第三の居場所に取り組む予定はございません。

町では、保護者が就労等により不在の子どもの放課後の居場所となる放課後児童クラブや誰でも自由に来館できる児童館を運営していますので、貧困世帯という限定をしない子どもの居場所づくりに努めてまいります。

また、平成29年4月から、子どもに食事を提供し地域の方々と子育て世帯が交流できる活動を行っている団体に対し子ども食堂開設運営費補助金を交付し、活動を支援しているところで

す。今後も県や他の自治体の動向も含めて子育て支援の情報収集に努めてまいります。

大綱3点目、みやぎ森と緑の県民条例にのっとり取り組みでございます。これも6点ございますので、ちょっと休憩を入れさせていただきます。

1点目、平成30年3月に公布されたみやぎ森と緑の県民条例は、多面的機能を有する森林が次世代へ継承すべき貴重な財産であり、林業及び木材産業が循環社会の形成及び地域社会の持続的な発展に重要な役割を担っていることに鑑み、人材の育成と各層の役割分担、相互の連携協力を明らかにして、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興を目指すものです。

本町は、第5次柴田町総合計画の後期基本計画において、森林の保全と有効活用として森林の育成・活用の推進を明記しており、町有林の計画的な伐採、造林、保育を実施しております。

木材産業の振興としては、木造公共施設の整備として船迫子どもセンターや里山ガーデンハウス等を国庫補助事業として活用しながら建設しております。また、ふるさと柴田応援推進事業におけるお礼の品に町内業者の木製品を提供しております。今後も関係機関や事業者等と連携して森林づくり並びに林業及び木材産業の振興を図ってまいります。

森林所有者に対しては、平成31年4月から開始される林地の樹種、林齢や施業等の情報と所有者の情報等を組み合わせた宮城県森林情報システムの運用にあわせ、県との情報の共有を図りながら、森林所有者に対し森林の適正な整備と保全についての助言を行いますとともに、みやぎ森と緑の県民条例の周知も行い、森林の多面的機能が県民に与える影響を自覚していただけるように情報の提供に努めてまいります。

住民の理解と協力を得るための取り組みとしては、今まででも町で整備した木造公共建築物を広く町民に利用していただけることで、見る・触れるなどの体験を通じて木材のよさを実感する機会を広く提供してまいりました。また、森や木々を身近に感じてもらえるように、里山ハイキングコースの整備や柴田町緑化推進委員会での花と緑のまちづくり支援事業での植栽支援等を実施しております。

今後は、県産材の積極的な利用についての情報提供や、森林保全の啓発活動として町内の木材産業事業者による森林ツアーへの子どもたちの参加についての支援に努めてまいります。

4点目、町では、柴田町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針を平成24年6月に策定しております。この方針の中では基本的事項として県産材利用の推進をうたっており、現在、町が整備する公共建築物については原則として県産材の使用を明記しております。関連法令や構造等の制約から県産材の使用が難しい場合も想定されますが、できるだけその利用に努めてまいります。

5点目、現在の柴田町森林整備計画については平成23年3月に策定されたもので、平成33年3月までの10カ年の計画期間となっております。内容は、伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項等を定めたものでございます。

森林法の改正により鳥獣害の防止に関する事項を追記するために、平成29年3月に変更しております。今後も必要に応じて見直しを図ってまいります。

6点目、この事業は、学校、社会福祉施設など公共性の高い民間施設や商業施設が対象施設で、木材利用量の50%以上で県産材が使用されている建物の内外装や外構の木質化、家具などの木製品、木育用品の配備に要した経費の一部を助成するものです。

なお、県産材とは、みやぎ材利用センターが証明・認証するものに限られます。

今年度、町内でこの事業に申請した事業者はありませんでした。

宮城県林業振興課に問い合わせをしたところ、過去に採択された他市町の事業者の例では、施設内外装の木質化や木製備品の整備がありました。補助の対象として木育用品とありましたのでおもちやも対象になるとのことですが、この事業が開始した平成24年度から昨年度までにおもちやが対象として採択された事例はないということでございます。

最後に、学校給食センターについてでございます。6点ほどございました。随時お答えいたします。

1点目、学校給食センターにおいては、平成26年度から平成29年度までの4カ年で厨房機器の更新を約2億円のリース契約により行いました。更新事業で導入した厨房機器は、蒸気回転釜や連続揚げ物機、食器食缶洗浄機、消毒保管機など、調理工程の全ての厨房機器の更新を行いました。現在、学校給食センターでは最新鋭の厨房機器で調理し提供されている状況となっております。

また、建物に関しても、ボイラーの更新や給水・給湯配管の全面改修、築造冷蔵庫の改修などを実施してきました。今年度の屋上防水改修工事等の改修事業は、建物本体の長寿命化を目的とするものではなく、最新鋭の厨房機器の調理に適応して安全・安心な給食が提供できる給食センターとするために、建物のふぐあい箇所等の改修を行っていくものでございます。

2点目、現在の近隣市町の学校給食センターの調理能力では、残念ながら他市町へ応援できる余裕を持っている給食センターはございませんでした。今回の改修事業は、建物の老朽化により問題となっている部分を改修し、事故が起きないように本来の建物の機能を回復するよう改修工事を実施し、他市町からの応援を必要とする事態とならないよう改修事業を推進するものでございます。

3点目、児童生徒の保護者の皆様には、平成25年9月に柴田町単独で建設することになった経緯等についての文書を配布して説明をさせていただきました。その後、広報しばた10月号で広く町民の皆さんにもお知らせをいたしたところでございます。

4点目、後期基本計画の新設に向けた準備としては、平成25年度に現在の学校給食センターに係る緊急修繕や新学校給食センター建設の財源確保をするため、学校給食センター建設等整備基金を創設して、毎年基金積み立てを行い、現在の基金残高は1億3,498万889円となっております。

調理器具の長寿命化対策につきましては1点目で詳細にお答えをしましたが、更新事業は平成25年度で完了いたしました。ですから、今は最新鋭の調理器具で子どもたちに給食を提供しているということでございます。

また、先進自治体への視察として平成29年7月に石巻市東学校給食センターを視察しました。さらに、近隣自治体の角田市、白石市などの新給食センターに係る情報等の調査検討を行っております。今後、児童生徒の保護者には、現在の給食センターの状況や改修事業の内容などについて毎月配布する給食だよりを活用してお知らせを行います。町民の皆様には、建設に向けた検討調査を行い、基本方針等の策定後に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

私、ちょっと5点目で更新事業を平成25年度というふうに読んでしまいましたが、平成29年度で最新鋭の調理器具に全部新しくなっているということでございます。25ではなくて、平成29年度でございました。訂正いたします。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） エイジフレンドリーシティについてですが、理念は賛同していただけたようなんですけども、きょうも加藤議員や森議員から健康に関する質問が出ていたと思うんですが、柴田町では第2期健康しばた21で、男女とも不健康な期間が長くなっているということがはっきりしたわけですね。すると、その健康寿命を延ばすためには今までの取り組みだけではなくて、新たな発想による新たな取り組みが必要なのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今、議員がおっしゃったことも1つあるかと思えます。これについては、福祉課で行っております介護保険のほうでいう介護予防運動事業という形で進められている部分と、健康推進課で進めております健康づくりポイント制度、関連しまして共同して進

めているわけではございますが、この成果がそのまま数字に、私はやっている成果がそのとおりすぐにあらわれるものではないのかなと思っております。

今回の調査については、平成21年度から27年度までの平均寿命と健康寿命の差において、介護予防事業でいえば一生懸命こんなにやっているのに県の伸び率より柴田町の伸び率が悪かったという結果が出ておりますけれども、これが実際に今やっていることの視点が悪いとか、それから足りないとかということではないんだと思うんです。ただ議員が言っているように、再度これについては深く分析をする必要があるのと、単純にその年代だけではなくて、これからも長期にわたってそのデータの検討を進めた上で、再度事業を検討すべきものと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 急速に進む高齢化に対応するためには、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進がますます必要になってきます。秋田市の取り組みをきっといろいろ調べていただいたかと思うんですが、その中で柴田町でもすぐにできそうと思ったものはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回秋田市のやっている事業について、議員のおっしゃるとおり調べさせていただいたところでございます。これについては、今名前が違うというふうなことであって、柴田町でやっていないというふうなことではないのかと思います。ただ秋田の場合にはネーミングと、それからその進め方というのがすごくユニークでございまして、先ほど出てきました「秋田の元気なばあちゃん」、違うな、そういったやつですね、そういったようなネーミングのつけ方とか、それから行事の進め方も高齢者の方が楽しく進められる、またはそれに参加できるような仕組みをもって事業化をしているというふうなところが見受けられますので、そうしたことが今私たちが進めている介護予防事業、それから包括支援センターを中心に進めております事業について、もう少しそのユニークさと楽しさが進められるようなことができればもう少し参加率もよくなるのかなと。

行政的なちょっとかたい頭でなかなかユニークに進めるということは難しいのかなと思いますが、決して行政だけで進めているわけではなく、高齢者の方々を含めて一緒に進めているところなので、介護予防推進大会には、見ていただいていると思いますが、うちの町自体でも元気な活動をしているところもありますので、そういった形を含めて秋田の夏祭り、それから町歩き事業とか街なかコンシェルジェとかというふうな形の事業もありますので、参考にすべき事業を導入できればと考えていたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ネーミングはとても大事で、それで参加してみようと思う場合もあると思うんです。柴田町で取り組んでいないのでこういうものもあります。高齢者や障がい者に優しい取り組みを行っている事業者・団体をエイジフレンドリーパートナーとして登録する。それから、介護や子育て支援の地域課題をコミュニティビジネスとして解決する。それから、おもしろいのが、20代から80代までの市民活動団体「あきた年の差フレンズ」、60も差がありますからね、を結成し、住みなれた地域で長く楽しく自分らしく暮らす方法についてさまざまなアイデアを出し合う活動。いろいろ秋田市では取り組んでいるんですよね。その中から柴田町でもできることをまず何かやってみるということが必要なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それが今行っております生活支援体制整備の事業だと私は思っております。今のところはまだまだ片翼、調査の段階でありまして、コーディネーター、第1層コーディネーター、第2層コーディネーターが地域に赴いて、地域の資源を今調査分析をさせていただいているところでございます。

これからはやはりその事業化に向けたところの個性のある事業化に向けられるものだと思います。ですが、1つだけが突出してやればいいというものではなくて、ある程度町全体に広めながら、裾野を広げながら、やはりこの事業は進めていくべきものだろうと思いますので、何か1つということではなく、今やっている中から町全体に進められるのをきっかけとしましていろんな方向に広く進めていきたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 秋田市の取り組みはまちづくりそのものなんですよ。多くの住民や企業を巻き込んでいるわけです。ですから、今柴田町で聞けば福祉課長が答えますけれども、そうじゃないんですね。まちづくり全体として取り組んでいるということです。ですから、本当に企業もたくさん入っていますし、それから民間の方がとても頑張っているんですよ。柴田町でいえば、まちづくり政策課や商工観光課、生涯学習課や、それからバリアフリー等も関係しますから都市計画課とか全てにかかわってくるわけです。みんなで考えてできることから始めてみませんか。福祉課だけが答えているから今の答弁だと思うんですね。そうではなくてまちづくりそのものだと。これから私たちもみんな高齢化していきますし、私たち自身の問題でもあります。少子化が進めばこれからの子どもたちにかかわってきますので、今取り組むべきだと思います。

この秋田市は本当に参考になるいろいろな活動をしておりますので、どうぞ、皆さん横でつながって考えてみていただきたいと思います。ぜひ頑張ってみてください。今は答弁はいいですので、横でつながっていただきたいと思います。

次に、子どもの貧困対策についてです。

先ほど、ゆとりの育児支援事業の中で特定保育は、そうすると今後は減免事業に前向きに取り組むでよろしいのでしょうか。いつごろどういうふうに取り組むのか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現在は、特定保育事業につきましては所得税等の資料をいただいております。ですから、登録に関しましてはそういう情報を持っておりません。ですから、今後制度を見直ししながら、来年の4月あたりをめどに取り組めればということで進めていきたいと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） なぜ来年の4月まで待たなければならないんですか。すぐに始めることはできないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 既に平成30年度につきましては運営を開始しておりまして、現在、特定保育につきましては27人の登録がございます。そちらのほうをもう既に開始しておりまして、それらを途中でというよりは制度を持つときは4月ということで、4月をめどに進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 実際に今利用できない人がいるわけですよね。その人に対しては1年待てということなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 利用できないということがどういう条件なのかというのがちょっとわからないんですけども、まず年度の途中だということで、4月からもう既に利用されている方もいるというようなことで、そのように考えていきたいということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 保育所に入れなかった。待機児童になっている。小さいお子さんがいて働くに働けない。預ければ働けるんですけども、最初の質問に入れておいたように、もし2人預けると1,712円にしかならない。これでは働く意味がない、働きがいがない。6時間働

いて子どもを送り迎えして1,700円ではやはり働きにはなりませんよね。ですから、実際に利用したいけれども利用できない人が今現在いるということに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この制度の導入についてはやはり事務的な手続があるということで、本来であれば回答は「検討する」という内容でおさめていた内容なので、多分「前向きに」と町長が後から入れたので戸惑っているのではないかなというふうに思っております。

やはりこういう制度につきましては、事務方と町長がきちっと工程表をつくって住民にお知らせして、区切りのいいところからやるというのが一番ではないかなというふうに思っております。事務方と町長の考えに若干この検討する段階では温度差がございました。それを無理してという変なんです、事務方にやりなさいという指示もした結果もありますので、そのためにも私のわからない事務的な手続、それからこの制度についての理解ということもありますので、来年の4月からということでお許しをいただければというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 減免措置を講ずるだけなんですよね。対象になる方はそう多いとは思えないんですけれども、申請してもらえばいいはずですよね。何ができない理由なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今ちょっと別な話になりますけれども、待機児童ということで現在待っていただいている方がいらっしゃいます。4月1日現在で29名というふうなことでなっております。そちらのほうもいらっしゃいます。ですから、そういった方々を飛び越えて、特定保育事業はまた別な制度になりますが、その待っていただいている待機児童の方を飛び越えてもうすぐにお預かりするというのは難しいということが1つあります。

それから、減免のほうですけれども、やはり近隣の市町との関係もございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、近隣でそちらのほうの減免をしているところはございませんでした。調べてみますと仙台市のほうが生活保護世帯と非課税世帯というふうなことで対象にしているということがありますので、そのようなことを調査しながら進めていかなければいけないのかなということ考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） なぜ近隣を気にするんですか。必要であればすぐに取り入れればいいのかと思うんですが。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり近隣を見ながらと言いますのは、やはり近隣を見ながら柴田町としての方向性も決めていかなければいけないということで考えてございます。
- それから、ほかに私立の保育所等もございますので、そちらのほうのバランスも考えていきながら進めていきたいなということで、先ほどちょっと私のほうで先走ったような形で4月ということで言ってしまいましたけれども、そんなことで進めていければということで考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 仙台市が取り入れているのであれば、宮城県は約2分の1が仙台市民ですから、子どもの数はわかりませんが、ほぼ2分の1ですよね。そこがやっているのに、なぜ柴田町ができないんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） ですから、今年度途中ではなくて、できれば来年の4月からというようなことでさせていただければということで考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） しつこいかもしれませんが、なぜ来年の4月まで待たないとだめなんですか。すぐにできるものではないんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） やはり組織を動かすということには、内部で十分に詰めて事務方は段取りをとらなければならない。いいことをすぐやれと言うのは簡単なんです、組織を動かすというのは納得した上でやらなければならないというふうに思っております。
- それで、ほかの自治体、我々と同じような規模の自治体であればすぐにでもと考えられますが、ここは仙台市という財源的には1兆円近くの財源を持っているところと100億円の財源を持っている柴田町ではやはりいろんな影響が、全て減免をしていくということになりかねませんので慎重に対応すると。それでもやはり仙台市でやっている以上、この子どもの貧困については柴田町は前向きに白内議員の叱咤激励でやっておりますので、子ども食堂につきましても新聞報道によりますと塩竈市と柴田町だけという、この間NHKのテレビにも出ておりましたので、それを受けまして2番目にこの減免措置をするということでございます。それも来年の4月からということで内部で意思統一をして、今回の議会に臨ませていただいたということなので、仙台市に次ぐ2番目にやるということもご理解をいただいて、来年の4月からスムーズ

にこの減免措置がみんなに知られて利用できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、仙台市に次いでやるということで今回はご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） もう一言だけ頑張ります。就学援助費の申請のところには「その他教育委員会が特に援助が必要と認められる方」というのがありますよね。柴田町でもかなりの人数が先ほど答弁でありましたけれども、例えば「その他町長が必要であると認められる方」とかという方法はとれないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 済みません。とまどってしまいました。まだ要綱ができていないので、その文言の記載はないかと思えます。

あと、もう一言つけ加えれば、当然この減免措置でいわゆる助かる方がいっぱいいらっしゃると思いますけれども、一方にはこれを負担する住民がいるはずで、この制度を動かすということを議会にも住民にもやはり周知しなければいけない、その期間もあるかと思えます。町長の胸先三寸で、こっちもやれあっちもやれということを行うわけにはいきません。必ず利益を得る方たちがおればそれを負担する住民もいるということ、やはり行政は考えなければいけない。そのための時間が欲しいということをおし上げております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 保育所に入れば問題なかったわけですね。ですから、やはりどうしても今の制度の中で漏れてしまう人たちがいる。そこにどういうふうに手を差し伸べるか。特定保育はとて素晴らしい制度だと思います。だけれども、この金額を負担するのが苦しい家庭もある。そうしたらそこは早目に救済措置をとるべきだと思うんですね。

全然みんなが税金で負担するという考え方、それは保育所だって同じですよ。みんなで負担していますよね、保育所の一部分はね。だから、特定保育だけが負担するというふうに考える必要はないと思うんですよ。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 確かにそうだと思います。保育所についても、ある資料によれば子ども1人当たり30万円の経費がかかっていますが、3万6,000円くらいの平均負担だと思います。残りはいわゆる国民、住民の負担だと思います。でも、それは法律でさまざまな周知がなされているわけですね。それで納得が得られているというふうに理解しています。

ただ新しく始めるときには、一応予算案として議会のほうに説明して内容を説明して、それ

が議員さんみんなに理解されるのか、それが多分住民の理解というふうに私どもは解しますけれども、その手続を踏まなければいけないんだろうなというふうに思います。今、来月からやりますということは言えるんですけども、じゃそのために予算を組み立てて、その予算の説明をして内容を説明して施策の説明をするという時間は、じゃいつやるんですかという話になってしまいますので、やはり減免、確かに必要な施策かもしれませんが、やるためにはやはり一定程度の周知と納得を得るための時間はいただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子どもの貧困対策を考えるときに、今まであった制度が本当にこれでいいのかという見直しも早急に行っていただきたいと思います。

続けて、子どもの貧困対策ですが、東京都文京区で行っている「子ども宅食」はご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 申しわけございません。情報としてはわかっておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子ども宅食プロジェクトというのをやっているんですが、経済状況が食生活に影響するリスクがある家庭に対して、協力企業から提供を受けた食品を定期的に配送しています。手渡すことにより子どもとその家庭を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいるとのこと。対象世帯は就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯です。事業の原資はふるさと納税を活用し、クラウドファンディングとして事業の趣旨に賛同する個人からの寄附を広く募集しています。返礼品はありません。

この制度について、文京区長がホームページにどういう思いでこの事業に取り組んだかが書いてあったんですが、生活・教育水準が一般に高いといわれている文教区においても就学援助費受給者は10%いますと、1,000人いるそうです。その1,000人の子どもとその家族へストレートに支援を届けるために子ども宅食を始めたということです。この事業についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 確かに直接そういった食を届けるという制度は、その家庭にとっては大変ありがたいことだと思います。はい、そういうことだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

- 16番（白内恵美子君） 柴田町の就学援助受給者数は10%を超えているのではないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 先ほど307人ということでお答えしました。児童生徒数……小学校中学校の児童生徒数を合わせれば2,900人弱ということですので、10%を超えている状況になっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 11%になりますよね。就学援助の支援だけで十分だとお考えですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 就学援助の中には給食費、学用品いろいろございます。全額支給ということで修学旅行費等、こちらは全額ということで実費をしております。それから、給食費のほうも1人当たりの単価ということで助成をしておりますが、例えば学用品等各学校学年ごとにかかっている経費を全て負担しているわけではございませんので、やはり家計のほうから出さざるを得ない部分もございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 柴田町でも、住民との協働でこの子ども宅食を実施する方向で検討してはいかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） この制度につきましては今初めてお伺いしましたので、私も今後勉強していきたいということで考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） それにもつながっていますが、全国的にフードバンクが広がってきています。フードバンクについてはどのようにお考えでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（平間清志君） フードバンクのほうについては、生活困窮者の方が一時的に食料がない場合において、社会福祉協議会を通じて二、三日分とかという形でお渡ししているようなものがあります。
- この制度については、緊急的な命を長らえるための制度というふうなこともありますし、また一時的な借入金という形で生活保護受給までの間をつなげていくということでは、必要な制度と考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 実際に柴田町のフードバンクはどのくらい利用されているものなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 詳しい数字という形では統計をとってはおりませんが、生活保護相談の中においては、食べるものがないというふうな相談があつてすぐにでも生活保護を支給してくださいというふうな事例もあります。そういった場合においては、すぐ社会福祉協議会のほうに連絡してそのフードバンクを利用するようにいたしております。ちょっと感覚的なことで、数字というふうなところでお知らせすることはちょっとできない、統計をとっていないということでご理解ください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後、柴田町のフードバンクももっと力を入れてやっていくべきだと思うんですが、町としてはどこまでかかわっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） このどこまでというのは、社会福祉協議会にそういった状況があるということで食料の支給のほうをお願いいたしますというふうにご連絡する部分と、それから、その場合、大体生活保護等の相談の初めての方、それから、あと継続的に必要な場合とかもありまして、どうしても生活保護受給にならないといった場合においてご本人のお金が底をついたというふうなときに、給料日までまたは支給日までの間つなげるというふうなやり方もありますので、そういったときにはその窓口として福祉課のほうの社会福祉班が担当してかかわっているという形になっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） フードバンク山梨の子ども支援プロジェクトというのは子どもの貧困を考えるとよく取り上げられる例なんですが、どのような活動をしているか、ご存じですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 大変申しわけございません。内容については存じ上げておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） このプロジェクトは、フードバンク山梨が食料支援している子どものいる世帯を調査した結果、76%が1人1食120円余りの食費で生活していたということだったそうです。それで、夏休みで給食を食べられない時期は十分な栄養がとれずにやせてしまう事

例があることから、夏休み期間中に生活に困窮する世帯に対して集中的に食品を配送することにより、子どもの健やかな成長を助けることを目的としているそうです。学校や行政窓口などから申請してもらって、その家庭へ毎週食品を発送しているそうです。手紙や通信も一緒に送り、心の交流も行っている。感謝の声が多数寄せられているとのこと。柴田町でも給食のない夏休み期間の支援というのを今後考えていくべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） その部分だけのことでその事業を進めるというふうなことは、福祉の立場からすればやはり少し難しいのかなと思います。子どもだけの目線でいうと確かにそういったところの部分やれば感謝もされる部分があると思うんですが、やはりそういったところには必ず親がいるわけですね。親御さんのほうの考え方、それから親御さんのほうにどのようにその部分を理解していただくのかといったところの必要な部分も出てくるものだと思います。ですから、いい事業だというふうな部分は十分わかるのですが、その件についてはまだまだ検討する余地がたくさんあるのかなと考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田町で行った子どもの生活に関するアンケートでは、食費を削っている家庭の状況は見えませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子どもの未来応援プランの策定時にアンケートをとっているんですけども、その中では生活困難層という割合は出しておりますけれども、食事を削っているというようなところまでは至っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） アンケートの設問の中にこういう項目がありました。「家族が必要な食料を買えなかったこと」への回答で「全くなかった」のは生活困難層で60%ということは、食料を買えなかった世帯が40%あるということです。食の質の低下が心配されます。何らかの形で支援が必要ではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 町としましては、まずは児童手当、あと児童扶養手当、それから保育所であれば町民税の階層別、それから放課後児童クラブであれば要保護児童・準要保護児童の認定を受けていれば無償とかそういった制度がありますので、そういったことで今のところ対応していると。

まさに本当に生活が大変だというふうな場合は、子ども家庭課としては生活保護のほうにご案内したり、それから自立支援センターのほうにつないだりというふうなことでの対応ということで、今のところは進めさせていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 2014年制定の子供の貧困対策大綱には、「学校をプラットホームとした総合的な子供の貧困対策の展開」とあります。この子供の貧困対策を推進する上では、担当課である子ども家庭課と学校、教育委員会が連携していくことが必要だと思うんですが、今はどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校においても子どもの貧困ということを一つの問題として捉えて、やはり教育委員会、町長部局ということで分かれて考えるのではなく一緒になって連携して対応していくということが重要であると考えておりますので、学校において問題のある家庭またはそういう経済的な問題を抱えている家庭ということで、それは子ども家庭課なりあとは町長部局の福祉課と連携して、今もそういう相談事業なり支援についての検討事業等を行っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現在、子どもの貧困に対する本もたくさん出ています。この阿部彩さん、若者貧困研究センター長で首都大学東京教授ですけれども、子どもの貧困の研究をずっと行っている方で、最近の本ではこの「子どもの貧困と食格差—お腹いっぱい食べさせたい—」が出ています。やはりこういうのを見ると、本当に食は大事だなということがもう本当に身につまされるというか、子どもの食を一番大事にしないで町として何をするんだという、子どもの未来を考えなければ町は成り立たないわけですから、一番大切な食についてもっと真剣に考えていただきたいと思うんです。今いろんな資料が出てきていますので、子どもの貧困対策を考えるときにはあらゆる情報を収集して、それでみんなで検討していただきたいと思います。

それでは、給食センターについてですけれども、大体何年後に建てかえを考えているということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食センターにおいては、町長答弁にあったように、まず後期基本計画の中で、すぐに建てかえということはなかなか難しいという、そのほかの大型事業等との兼ね合いもございまして、まず厨房機器の更新をするということで計画を策定させていただ

きました。平成26年から29年まで給食センター内の厨房機器を全てリースにおいて更新をさせていただきます。こちらの厨房機器の耐用年数が7年と言われております。昨年において洗浄機等の更新を行いましたので、一番遅いこの洗浄機が平成36年8月までのリース期間となります。

教育委員会といたしましては、その平成36年にリースが終わってこれからどうしようというふうな状況になりますので、その時点においてある程度の基本的なスケジュール等ができればいいかなと考えている次第です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 建物はもつのですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 昨年、文教厚生常任委員会の委員の皆さんも見いただきました。建物自体やはり見た目等、もう38年たった建物です。ですから、汚れ等、それからやはりふぐあいが出ております。ただ今までもいろんな改修事業をしてきておりましたが、昨年雨漏り、一番大きいのは大雨等による吹き込みなんです、そういう部分でやはり建物自体にもふぐあいが出ていると。それにも増して最新の調理機器を入れたがために建物がその調理機器の能力を下回っているという部分もございますので、建物自体もつのかと言われれば、そういうふぐあいな箇所を修繕していけば全く給食がつかれない状態の建物ではないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 副町長は5年前に各学校を回って、もう早期に建てかえなければならぬ、建物も機器ももう老朽化して大変だというふうに説明して回りましたが、その立場からすると今の状況をどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） そういう意味も含めて財政、機材から調理機器については最新のものに更新していこうというふうに考えておりました。当然震災くぐったんですが、建物の大きな構造的な問題については大丈夫だろうと。ただ衛生面とか、もう一つはその雨、あとサッシの問題、この辺についてはやはり手を入れて延命化していかなきゃいけない。通常あの手の建物ですと50年と耐用年数が言われるわけですけども、大規模改修を間に入れるとプラス10年ぐらい延びて60年になるだろうと言われるんですが、長いライフサイクルコストという面から見ればそれは得策ではないというふうに私も考えます。

今、教育総務課長が話したように、あと10年内外のいわゆる機器のリース期間が到来するの

であれば、そこで再度新しい厨房機器を再リースすることは考えずに、その時点で新たな建屋の給食センターになってくれればいいなというふうには今は考えておりますし、後期基本計画の中でもそれを一応述べていきたいというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 5年前にその副町長の説明を聞いたお母さん方は、「その後、全然町ではどうなっているか説明ないよね」「わからないよね」「どうなっているんだろう」ということで心配しているわけですよ。もっとわかりやすくどういうふうにしたいということを説明しなければならないと思うんですが、私が今答弁聞いても、じゃ今後どうなっていくんだろうというのが正直わからないんですね。何か機器のリースだけに合わせてやっていくように聞こえてしまうし、実際は、建物を本当に改修して使うのとそれから建てかえるのとどちらが合理的なのかというところが大事だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、やはり保護者の方には正しくお伝えをいただきたいということでございます。私も文教厚生常任委員会から指摘されたときに、もしいろんな事故が起こったらどうしようかということで、隣の齋町長とか村田町の英雄町長に、「そのときには、私どもも村田町のほうを助けたので助けてくれますか」というふうにお話もしましたけれども、量的に柴田町は3,000食なので「我々是对応できない」と言って心配をしたところですが、総務課長の報告によりまして調理器具は最先端のやつを入れましたということなので、それで少し安心をしたし、今回の建物につきましても38年ということでございます。

実は、国の方針も変わりまして、今ですと38年は補助対象になったんですが、今度は財務省で40年以降でないという建物については補助しないと。ですから、財源構成もまた変わってくるんですね。これが1つございます。ですので、隣の大河原町では今回は給食センターの補助金はつかなかったということなので、なかなかいつ建てるというのは国の制度が変わりますので難しい面がございます。国もいろんな要求があって38年でよかったのが40年でだめだということもございますので、だから難しいと。

あと、もう一つ柴田町で難しいのは、総合体育館はありますが、図書館についても一応土地を買う方向でおりますが、図書館と給食センターをどちらにするかという議論が次の段階で出てくるのではないかなというふうに思っております。今給食センターを建てるにしろ先ほど言った補助制度が全くありませんので、40年といたら対応できるんですが、そういう面も考えますと、リースが最先端で使える36年をめどにやはり建てるというのが一番のうそのつかない

ことではないかなというふうに思っております。

その前に建てるというには財源をどうするかと必ずこうなりますね。じゃ、図書館をどうするのかという問題が出てきますので、まずはこの機器は最先端だと。それに合わせた建物でふぐあいなところは2,100万円かけて直しますと。それで今回調査していただいたのは、じゃ1カ月間でやれる工事、それについてはあと2年でどういう工事をしたらきちっとした給食センターとしてもつのか、それを予算化お願いしておりますのでそれを認めていただいて、その結果が来て何年ごろという判断が出てくるのではないかなというふうに思っております。最終的には図書館と給食センターどちらにするかという問題に必ず次の段階で突き当たるのかなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町長、副町長、教育長は、ことしに入ってから給食センターの中はごらんになっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 文教の報告もありましたので、時々中は見ております。

説明受ければ、もう一つ言わなきゃいけないのは、今、最新鋭の給食センターを持っている村田町の給食センター、その給食センターと柴田町の給食を比べてつくる速さもおいしさも同じです。変わりません。特に給食に差異はないんですね。ただやはり怖いのは安全性とか、どこが傷んでいくかわからないので修繕修繕修繕の繰り返しになる危険ははらんでいるなというふうには感じております。

それで1年、ことしと来年かけてそれなりの、最低限と言ったらおかしいですけども、必要な修繕はきちんとやっていきたいと思います。それで、先ほどリース期間とおっしゃいましたけれども、50年前にはきっちり建てかえしなきゃいけないんだろうなというふうな思いで話しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 築40年から補助が出るのであればそこを目指すという考え方も1つはありますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 40年たったら全て認めるということではありません。40年以降のものを対象にするということでございますので、何年から採択するかどうかはまだはっきりわかっておりません。柴田町もまだ給食センターについては申請をしておりませんので、ただ東船岡小

学校の38年で申請したやつは優先順位が低かった、最低のランクで今回つかなかったと。その理由は建物は40年以降でないで優先順位が高まらないということが1つございましたし、大河南町の給食センターが予算がつかなかったという事実があるということなので、国の動向ではどうなるかわからないというのが今の実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 給食センターの老朽化だけじゃないんですよね。中をごらんになっていけばわかると思うんですが、汚染物・非汚染物ときちっと仕切らなければならないのが仕切れないでいる。それから、床はドライ方式にしなければならないのに中途半端なドライ方式になっている。本当にもうあらゆるところ今は手作業での修繕がかなり行われている状況ですよ。あの状況で食べ物をつくり続けていいんだろうかというのはやはり心配になりますよね。幾ら機器は更新しても建物自体は無理なんじゃないですか。

大丈夫だと言うのかもかもしれませんが、それであれば6月に改修工事についての専門家の意見を聞くそのときに、きちんと本当に改修でいいのか建てかえたほうがいいのか、専門家の意見としてきちっと、柴田町にとっては子どもたちの安全・安心もありますけれども財政面もありますよね。改修を重ねることでお金がかかる。それだったら建てかえたほうがいいのかということもありますので、6月に見てもらおうのであればそれも含めてお願いすることはできないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） もし今回調査をしていただいて、やはり給食センターを先にやらなければならないと決断をしたときには、白内議員は図書館より給食センターを優先するというお考えでよろしいかどうか、反問させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ちょっとお待ちください。町長、反問の申し出ですか。今のは反問権の申し出ですか。

○町長（滝口 茂君） これは大変大事なことなので、今、図書館を建てようとする、私どもは図書館も必要だということになっております。でも一方で、給食センターも調査した結果、建物ですよ、私は給食センターは最先端の機器をやっておりますので安心はしておりますが、そうであれば、もう一つは同時に図書館も給食センターも建てるということでその第3の道があると思いますので、白内議員にはもし、もしものことなので結果はわかりませんが、出た場合に白内議員の今のお考えをお知らせください。反問です。

○議長（高橋たい子君） ただいまの反問に対する答弁を求めます。

○16番（白内恵美子君） 体育館より先に給食センターを建てるべきだと思います。図書館か給食センターではないんですね。お母さん方の意見を聞けば、「体育館より先に給食センターでしょう」、みんな誰でも言います。ですから、それはもう一度白紙に戻して、本当に優先順位がどうなのかをきっちりと考えなくちゃいけないと思うんです。今ならまだ間に合いますよね。ですから、給食センターがどれだけ急ぐのかをきちんと今年度早い段階で調査をして、そして決めればいい話だと思います。

○議長（高橋たい子君） 町長、再反問ありますか。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言った、今から調査をさせていただく、そのためには今回の補正予算を通していただいた上で結果が出ると思います。その結果をもとに議会のほうにお知らせして、最終的に総合体育館はつくと決まったわけではありませんので、基本設計とそれから給食センターの結果、それを見て同時にお示しして、最終的には12月に議会の判断を仰ぐということでございますので、そのときに提案をさせていただきたいというふうに思っております。今のところは基本設計までは議会で認めていただいて実施設計は認めていただいておりませんので、実施設計を判断する材料としてこの給食センターの調査結果、もし補正予算を認めていただけるのであれば専門家からの意見を添えて皆さんにお知らせして、判断材料をふやした中で検討していただきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 給食センターの調査結果とともにやはり基本計画まで出していただきたいと思うんですよね、本来であれば。図書館も急いで基本計画をある程度つくって、その上で体育館と要は比べないと。優先順位を決めるというのはそういうことだと思うんですよね。1つだけをただ優先させて財政が厳しいからほかのは後ですよというのはやはりおかしい考えですから、きちんとまずは急ぐだろうという給食センター、子どもの食の問題ですからもう後回しにできませんから、しっかりと調査していただきたいと思います。確実に調査は行っていただけますね。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回6月補正のほうに調査事業ということで計上させていただきました。その中で現在の設備、施設等の劣化度、そういうものも調査をさせていただきますので、この調査をもとに安価で適正な修繕というものを教育委員会としては計画をして、今後翌年度以降に計上していくということでは考えておりますので、今回の調査に関しては建物をしっかりと見ていただくように考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 改修するための調査ではなくて、本当に新しい給食センターを建てたほうがいいのか、今のまま改修して例えば8年後までもたせたいのか、やはりきちんとそこをしていないと専門家だって困ると思うんですよね。建てかえが合理的なのか、いやいやいや改修で……

○議長（高橋たい子君） 時間終了でございます。

○16番（白内恵美子君） 今のでわかりますよね。答弁お願いします。

○議長（高橋たい子君） 約束をお守りください。特別許します。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回の調査に関しては建てかえを前提とした調査ではなく、先ほど来述べていますように、今まで継続的に予算に計上してリース契約というものをお認めいただいて、その厨房機器を入れてまいりました。その厨房機器がちゃんと機能するような形で建物を修繕をし、新センター建設に向けて今後検討していくということでのまず1つの調査だと考えております。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時55分再開いたします。

午後2時43分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。次の質問者秋本好則君から資料の提出がありましたのでお手元に配付しております。ご確認ください。大丈夫ですね。

それでは、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。大綱2問質問させていただきます。

1、**地域内のエネルギー自給をふやし、地域循環型経済を進めては。**

第6次柴田町総合計画の策定が始まっています。これまでの抽象的な表現ではなく、より具体的な目に見える将来像を描く必要があると考えております。

その実現目標に「エネルギーの自給拡大」があると思います。平成30年1月19日付の河北新報では、岩手県久慈市と民間企業4社で新電力「久慈地域エネルギー」が設立され、市内で発

電された再生可能エネルギーを買い取り、公共施設や民間企業に販売し電力の地産地消を目指すことが報道されました。また、加美町でも地域新電力会社「かみでん里山公社」を設立し、町内の民間発電所からの電力を公共施設等に供給する計画が発表されました。

地域新電力のほかにも、地域同士が連携して電力の需給を融通する取り組みも始まっており、東京都港区と福島県白河市及び山形県庄内町、東京都目黒区と気仙沼市が結びつきを強めています。

スペイン系の太陽光発電開発会社エクセリオ・ジャパンは、岩手県洋野町、福島県白河市での発電所建設に続き、大和町、富谷市、白石市でも開発を進めるという新聞報道もありました。

そこで、この分野での柴田町の考え方について質問します。

1) 柴田町の公共施設の電力については、全て東北電力から調達していると思いますが、年間の電気料の総額は。また、柴田町全体での総電力料金は幾らでしょうか。

2) 柴田町のメガソーラーは2カ所で3.26メガワットになりますが、1,000キロワット未満の太陽光発電所の数と発電量は幾らでしょうか。

3) 柴田町の公共施設の使用電力量を調べますと、季節ごとの変動が大きく、改善する余地があるように思えます。どのような見解でしょうか。また、負荷率はどうなりますか。

4) 宮城県は、東北の中では青森県、福島県に次いで太陽光発電の量が多く一定の購入先が確保できる環境がありますので、自治体参加の地域新電力の設立も十分可能性があると思います。地域新電力への見解を伺います。

5) 地域新電力への支援として、環境省の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業がありますが、これらの事業への取り組みは。

6) 農家の経営安定と再生可能エネルギーの普及にソーラーシェアリングがあります。柴田町のような大都市周辺の農業環境には適したシステムと考えますが、導入についての考えを伺います。

7) 地域新電力の発電能力を安定させるためには、太陽光だけに頼らない仕組みが必要です。柴田町には豊富な用水があり、特に船岡用水路は流量や流速から小水力発電が可能と思いますが、見解を伺います。

8) 電力自由化の流れにより、平成28年4月からこれまでの特別高圧や高圧区分以外の低圧部門でも全面自由化が始まり、平成32年までには発送電の分離が想定されています。柴田町でも、新電力などからの電力調達により経費の削減を図るべきと思いますが、見解を伺います。

大綱2問目、**道路横断困難な場所に横断歩道か信号機を。**

県道116号（船岡停車場船迫線）と町道新生1号線の柴田大橋と白石川堤防上の道路の交差点について伺います。

この部分には県道を横断する横断歩道がなく、柴田高校の生徒や付近の住民が横断できずに困っている姿をたびたび見かけます。道路交通法第38条の2には、「車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない」と規定され、解説には「交差点やその直近（交差点からおおむね2メートルから3メートルないし10メートル以内）で横断している歩行者がいるときは、横断歩道が設けられていなくとも、横断する歩行者のほうが優先となる。そのため、交差点・交差点直近を横断する歩行者がいるとき、その歩行者を妨害してはならない」とあります。現状を見て、県に横断歩道か信号機の設置を要望する必要があると考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、大綱2点ございました。

1点目、地域エネルギーの関係で8点ほどございました。随時お答えをしております。

第1点目、町が管理する公共施設の電力は全て東北電力から調達しており、平成29年度の1年間の電気料金は総額で約1億1,250万円です。また、柴田町全体での総電力料金につきましては、町では把握できないため株式会社東北電力に問い合わせをしたところ、公表はしていないという回答でした。

2点目、資源エネルギー庁で公表している統計では、平成29年9月末現在、柴田町内の太陽光発電設備は合計で640カ所あり、その中で1,000キロワット未満の太陽光発電設備は638カ所になります。しかし、発電量につきましては資源エネルギー庁の統計では公表されていませんので、これも株式会社東北電力に確認しましたが、個人情報とのかかわりから公表できないとのことで、発電量については把握できておりません。

3点目、ご指摘のとおり、公共施設の使用電力量は季節ごとに変動しています。例えば庁舎の場合ですが、冷暖房設備を稼働させる7月から8月と11月から3月にかけて通常よりも多くの電力を使用します。庁舎の冷暖房設備は使用開始から数十年が経過しており、最新の設備に更新することで使用電力量を抑えることは可能と考えられますが、更新には多額の費用を要しますので、クールビズや適正な空調管理の実施により引き続き節電に努めてまいります。

次に、負荷率ですが、負荷率とはある期間における平均電力と最大電力の比率を求めたもの

でございます。比率が大きいほど期間中における電力需要の変動が小さいことを示し、24時間稼働する工場などでは値が大きく、限られた時間しか電力を利用しない事務所などは値が小さくなる傾向があります。庁舎の場合、平成29年度の年負荷率は約13.4%でした。

4点目、地域新電力とは、地方自治体から出資を受けて設立する新電力会社と、自治体が出資していなくとも社名に地域名を冠して地域性をアピールする新電力会社を含めたものになります。自治体から出資を受ければ信頼されやすい、また地域で電気の地産地消などのプランをうたうことで親近感が得やすいなどの理由で、地域新電力は増加傾向にあるようです。

県内では、加美町と企業1社が共同出資して、平成30年4月24日に株式会社かみでん里山公社を設立し、8月から一部公共施設に電力を供給する予定で進めているとのことです。しかし、多くの地域新電力は、地元の再生可能エネルギー発電所の協力や地元住民の認知度不足、需要家屋数が伸びないなど収益の問題が出ています。このことから、地域新電力に当たっては慎重に検討する必要があると考えております。

5点目、国の支援事業でございますが、国では地球温暖化対策計画の達成のため、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業や再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業を実施しています。

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業では、太陽光発電を活用した空調やLED照明などが整備可能となり、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業では、バイオマス熱利用発電や離島の再生エネルギーの導入、太陽光発電等が整備可能となる補助率2分の1の事業になります。

しかし、柴田町では、平成24年度からみやぎ環境交付金を活用し防犯灯のLED化を計画的に進めており、さらに平成26年度と平成27年度には環境省の再生可能エネルギー推進事業の採択を受け、100%の補助で役場庁舎等で再生可能エネルギー設備を導入していますので、当面は取り組みを予定しておりません。

6点目、農地の転用による小規模な太陽光発電設備の設置については町内でも事例がありますが、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型発電設備、いわゆるソーラーシェアリングについての導入事例はございません。

太陽光発電による継続した売電収入による農業者所得の増加は魅力的ですが、初期投資が多額になること、太陽光発電設備の下で栽培する農作物の収量と品質等に不安があることから相談がないものと思われま。今後、営農型発電について相談があった場合には、県農業改良普及センターや農業委員会と連携をとりながら対応したいと考えております。

7点目、水力発電は高低差があり水の勢いを利用して発電するものです。現実的に極端に水の流れが少ない場合発電ができなくなるおそれがあること、また地域からの要望がないことから、小水力発電については現段階では取り組みについては予定しておりません。

8点目、新電力会社は、自社で発電した電力や価格の安い余剰電力などを、東北電力などの大手電力会社が保有する送電設備を利用して顧客に提供しています。設備投資に係るコストが抑えられることから大手電力会社よりも安く電力を販売することができますが、過去には、新電力会社と契約を結んでいた自治体が相手方の経営破綻により契約先の変更を余儀なくされたという事例もありますので、電力の調達先につきましては今後の動向を注視してまいります。

大綱2点目、道路の横断歩道、信号機ということでございます。

まず、柴田高校に確認しましたところ、高校では通学路を定めておらず、交通ルールやマナーを遵守した上で生徒の判断により通学しているとのことでした。今回質問にある交差点については柴田高校でも状況を把握しており、安全のため柴田大橋下の北船岡から新生町に抜ける隧道を通るよう指導しているとのことでした。また、隧道のほか、北側の近くに、まくた写真館のところですが、横断歩道が設置されていることもあり、付近の住民からは横断歩道や信号機の設置についての要望や意見等は今のところ町には届いておりません。

今回ご指摘のような県道と町道が接続する交差点に横断歩道や信号機の設置をする場合、まず地元住民から多くの要望が出された上で、道路管理者である宮城県大河原土木事務所と町が協議・調整を行い、道路管理者から大河原警察署に要望しています。その後、大河原警察署が調査を行った後、宮城県公安委員会へ要望することになります。今後、住民や区長や柴田高校から要望等が多く寄せられるようになった段階で、宮城県大河原土木事務所や大河原警察署と協議をする機会を設けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 柴田町の電力料について調査ができないということでしたので、これは私なりに調べたことをちょっとお知らせしたいと思うんです。

先日、そのかみでん里山公社を調べるために加美町に出かけました。そのときに、加美町の町長のほうから「加美町では49億円の電力料を東北電力に払っているんだ」というふうなことがありました。このデータがどこから来ているのか私もわからないんですけども、これをベースに世帯割ではかっていくと、大体柴田町は95億円ぐらいかなというふうに推測、これはあくまでも推測です。

そのほかにある程度根拠のあるものとして、一般財団法人エネルギーセンターというところが宮城県の住宅としてのエネルギー量を出しているんですね。そしてまた別の資料のほうでは、県別のエネルギーとして住宅部門と産業部門と業務部門、3つの部門について電力量を出しております。その比率から逆算して考えていくと、家庭部門というのが全体の大体23%を占めるということから逆算していくと66億5,000万円ぐらいというふうに推定ができるんですが、この間のどこかじゃないかなというふうに一応考えております。

これはこれから話をするものの一部の資料ということで頭にとめておいていただきたいのですが、きょうお配りしましたグラフ、これは私があちこち歩きまわして教えていただいたものをまとめてグラフにしたものです。この中には槻木の支所は入っておりません。申しわけありません。ここだけちょっと抜けております。そのほかは教えられたとおり記録したんですが、この中で先ほど町長も言われたんですが、庁舎の電力を見ますと7月8月で3.2倍電力量が違うんですね。この7月と8月の差ですが、電力料金にするとどのくらい違っているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 済みません。電力料金まではちょっと調べておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません。財政のほうから電力量を聞いたときに電気代も一緒に書いてくれたものですから、そっちのほうで私が見ましたら値段が82万7,000円違うんですね。7月と8月の電力量、電気代だけで82万7,000円違っています。それだけ一度にはね上がるということですね。この原因はやはりエアコンなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 推測の範囲ではございますが、やはり冷房の電気代だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ということは、この庁舎の断熱抵抗がどのくらいあるのか私もわかりませんが、夕方退庁したときに5時、6時でしたっけ、エアコンを切りますよね。そして、夜間に多分躯体の温度が上がるのではないかと思うんですよ。そして、朝行ったときにまたどんと入れるから下がる。ということであれば、1つの考え方として夜中に1回か2回ぐらいエアコン回してやると。躯体の温度がそれほど上がらなければ、全体として何回か夜中に運転するということですけども、そうすると全体とすると電力量はもしかしたら下がるかもしれないけれども、そういったことを検討されたことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

- 財政課長（鈴木俊昭君）　そういう方法については検討をしたことはないんですけども、やはり週明け、月曜日の朝はかなり暑いんです。気温が暑くてやはり冷やすためには相当の電気を最初の時間には使っているかと思います。
- 議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君）　先ほど一月で82万7,000円違っているとなると2カ月、年間を通してみると百五、六十万円ほど違うのかなという感じがするんですね。すると、新たな庁舎をいつ建てるのか、もう基金もないからわからないのですが、その間に年間百五、六十万円ずっと出ていくと10年たつと1,600万円ぐらいたまりますよね。そうしたときに、そういったことを頭に入れた段階でこのエアコンを使うのではなくて、例えば民間用のエアコンでもいいんですけども、それを50台60台と入れてやったほうが安いということも、ランニングコストから考えて安いということも考えられるかもしれないんですけども、こういった検討はされたことはないでしょうか。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（鈴木俊昭君）　実際この冷暖房の設備についてはもう耐用年数についてかなり、庁舎建てて以来変えておりませんので、昭和48年からの建物でございますので、改修する場合は億の単位がかかるという話を伺ったこともあります。それで、今のお話のエアコン等を設置して各フロアにつけるという方法も検討の余地はあるかと思えます。
- 議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君）　それと、これは私の考えなんですけれども、例えば今年度の予算のところの電力量、これを決めるときの根拠は昨年度、前年度の電気料といったことからことしの使用量というのを推定しているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（鈴木俊昭君）　当然例えば平成30年度の予算を積算する場合については、前年度29年度の動向を見て予算を計上させていただいております。
- 議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君）　そういう形である程度の形の数字が出ているのであれば、逆にその数字を目標にして実際にやってみて、そこから節電とかいろいろ工夫をして下がった分についてはその課のほうの自由裁量ということでやっていったら、かなりインセンティブも上がって皆さん協力して省エネルギーに努めるということで、全体としては物すごく有益なことになるかもしれないんですけども、そういった考えはできないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 庁舎につきましては各課で分かれて電気料がわかるわけではないので、ちょっとその点についてはできません。ただ各施設についてはそういう考え方も可能かなということだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに庁舎はできないと思うんですけども、各建物、例えばいろんな生涯学習センターあると思うんですが、そこでそういったことで、例えばうちのほうは10万円浮かしたからその10万円は何に使うかなんてやっていったら、物すごくインセンティブになるんじゃないですか。そういったことのほうでかえって全体の仕事量が上がる、そういうことも1つとして考えられるし、こういうことを考えていくのが1つの公共施設のマネジメントになるんじゃないかと思うんですけども、もう一回ちょっとだけお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） いろいろ考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 非常に皆さんもろにやる気が出ると思いますので、ぜひ検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それと、太陽光発電のやつで柴田町全体で太陽光発電がどのくらいになっているかわからなかったということですが、確かにエネルギー庁のほうでは個数とあれは発表しております。640カ所。同時に、宮城県全体としての総発電量というのを出しているんですね。これは1億2,383万9,000キロワットアワーであって、宮城県全体での太陽光発電の数というのでも発表しております。

これも本当に推測です。規模が全然わからないので、右のものと左のものを一緒に比べるのは非常に無理な話なんですけれども、ただ単純にこの数だけ計算して行って全体の個数と宮城県の太陽光発電の数と柴田町にある640個、この比率を計算して全体でやると、211万9,566キロワットアワーというのが一応推測としての柴田町での太陽光発電量という形になります。そして、先ほどの表を見ていただいて、この柴田町の公共施設全体の使用電力量を見ると195万3,382というのが公共施設の総使用電力量になりますね。そうすると、柴田町の太陽光発電で全部賄える量なんです。計算上はですよ。

そこで、どういったところ、PPS、新電力、パワー・プロデューサー・アンド・サプライ

ヤーという形でPPSとっているんですが、そういったことを柴田町で運用することになればこれはエネルギーの地産地消になると思うんですが、それと先ほど柴田町の公共施設のほうで1億1,200万円電力料を払っているというお話が町長からありました。そうすると、もし太陽光発電でこれが賄えるとする、この1億1,200万円というのは地域循環経済にそのまま組み込まれるんですよ。そうすると、太陽光発電をしていただいたものを柴田町が買い取って公共施設にやるという形になると、地産地消としてサイクルはうまくつながるんじゃないかと思うんですが、その辺で何かほかに問題あるようなことがあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 計算上すばらしい考えだと思いますけれども、現実的に地域新電力としての考え方からお答えしたいと思うんですけれども、確かに柴田町にある太陽光発電を全て利用したら地域内電力を賄えるんじゃないかというふうなことですけれども、ほかのところではいろんな地域新電力をしているところがあるんですけれども、そこでそういった過程から全て買い取っているという形でやっているところはございません。できないというのは、恐らく100%そういうことは不可能だと思うし、そういうことをやってその設立会社が全てのところと契約して経営が成り立つかというところじゃないから、大手発電会社とかあと地域の大手の新しい発電会社から電源を調達して、あと企業とか公共施設に販売して成り立っているものだと思いますので、それを全て利用できるというのは計算上できるかもしれませんが現実的ではないかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） これは加美町のほうでつくりましたかみでん里山公社ということで、実際にこの中身について全部伺ってきました。全体の資本金が900万円なんですね。そして、加美町のほうで600万円、そして民間の出しているパシフィックパワーというところが300万円出しているんですけれども、PPSの1つの事業のやり方として、多分ご存じだと思うんですけれども、同時同量制度というのがありまして、30分ごとに調達する電力と供給する電力のバランスをとりなさい、そしてそれを報告しなさいという制度がありまして、30分ごとにやらないといけないので無理はしないということを言っておりました。ですけれども、ここは全て公共施設で使うということを前提で、できたもので順繰りにやっていくということだったんですが、こういった中身についてはお調べになっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 詳しくはわからないんですけれども、加美町のほうに確認しま

したところ、町長答弁でもありましたけれども、本年度設立しまして、まだ操業はやってご
いません。8月からやる予定というふうなことでございます。

それで、その電力の調達方法なんですけれども、地元の電力、太陽光とかからも調達するん
ですけれどもそれだけでは足りずに、電力会社が大きく出資している卸電力会社がありまして、
そちらからの調達の割合が大きいそうです。それで最初は30施設、30企業ですか、やるつもり、
公共施設を中心に30施設に対して、30企業ですか、に対して売電をするというふうな計画でい
ますけれども、それが安定してできるかどうかというのは今のところちょっと、利益を出すとい
うふうな計算ではありますけれども、ちょっとわからないというふうな回答をいただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに動き始めたばかりで、ほかのいろんな先進地域を見ていきますと
確かにうまくいっていないところもあります。一番最初に出たみやま市あたりでも少しどうか
なというところが出てきているんですけれども、それを全部踏まえた上で、かみでんさんのほ
うでは最初から無理をしない計算で行くという前提で動いていましたよね。調達できるところ
からどんどんやって行って、一度に、今までの先進地域でやったように最初からパイを大き
くするのではなくて、小さいところからどんどん始めていくというそういうふうなお話を私も
聞いてきたことがあります。

それと、ここがもう一つユニークだというのは、これは全部PPSのメリットに入るんです
けれども、地域循環型という形で地域のほうにお金が回る仕組みをつくりたいというのが1つ
の大きな目標だったということなんです、こういったPPSをつくっていくことによって、
先ほど言いましたけれども、黙っていても柴田町の庁舎で使う1億1,200万円というお金は地
域に落ちることになりますよね。そういったことのメリットというのはどの程度の考え、かな
り1億1,200万円を、真水ですよ、これを地域に入れるというのはかなりの至難の業だと思
うんですけれども、これが地域電力をつくることによってそのまま行くと思うんですが、その
メリットというのはどういうふう考えているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） メリットについては、今初めてそのくらいメリットがあるとい
うふうに聞いたんですけれども、一度現実的にどのくらいというふうなメリットは今のところ
頭に思い浮かびません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 加美町のほうでは、これは私聞いたんですけども、町内の電力会社のほうから、民間の電力会社ですね、そこからフィット価格と同じ金額で買い取りたいということでアンケート調査をやったんだそうです。そうすると、町内の発電所の半分のところから「同じ値段でもいいから町に売りたい」というアンケート調査が来たというふうに聞いてきました。その辺は聞かれていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ちょっとそれは承知しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先進のところのPPSのほうを見ると、フィット価格プラス1円で買うとかそういうところでやっているのが多かったんですが、かみでんさんは同じ金額でやるということで計画しているんですね。それで、今よく言われるのが、モチベーションが変わったというのか、プリウスという車がこれだけ売れたのも省資源といいますか、そういったマインドに全体がなっているということからあれだけの車が売れるようになった。多分かみでんのほうも同じような感じで、同じ金額で売らんだったら町でみんなの役に立ったほうがいいということで、半分の方はいつでも切りかえますということを言っているんですね。こういう形でやっていると、意外と柴田町の電力というのも切りかえが可能かなと思うんですよ。

そのPPS電力のメリットというのは、まず電力の供給を一定化させるということそれがありますし、再生エネルギーを使っていくということ、そして地域経済の活性化に役立つんじゃないかという3つのものがあるんですが、すぐということとはこれから多分できないと思うんですけども、何かこれからこういった方法に設立ということも考える必要が出てくるのかと思うんですけども、その辺はもう一度だけ考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 町長答弁でもありましたとおり、地域新電力という会社、年々幾らかずつ、60社くらいあるというふうに言われているようなんですけども、設立されています。その一方営業が望めなくなっているような会社もございますので、加美町をもう少し注視しながら、ことし来年注視しながら、見ていきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどの負荷率の件で庁舎が13.4%。これは私個人で調べてみますと、槻木生涯学習センターもほぼ同じぐらいの数字なんですね。船岡生涯学習センターを計算してみると9.94%というような形で、この負荷率の低いところから新電源に切りかえていくとそれ

だけメリットが大きいと言われておりますし、全体で5メガワット程度のものから始めることは営業的に可能だと普通言われております。ですから、なるべく省エネルギーのことを考えていって、維持経費を安くしていく。

それで、電力料というのは固定費という考えではなくて、もう変動費に入っているわけですから、変動するということを頭に入れてやっていけたらと思うんですけれども、同時にことしの予算に入っているエコポイントの件で、家庭用の省電力を提案して予算化されているのがあるんですけれども、今どういうところまで行っているのかちょっと教えてもらえれば。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 去年から引き続いて考えている事業なんですけれども、当初はただ単に1年前の同月の電力量よりマイナスになったところに対して対象とするというふうなことだったんですけれども、エコポイントということで、電力に限らずそのほかのエコポイント事業にもうちょっと拡大しまして、いろんな出前講座とかあと環境フェアその他に参加したのものについてもポイントをつけるというふうなちょっと拡大した事業を考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） いつごろから始められるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今はちょっと要項の精査をしておりますので、できまして、それから周知しまして、なるべく早くやりたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、その次のカーボン・マネジメント強化事業という形ですが、これは国の施策があっという間に動いているんですけれども、今この事業そのものは終わってしましまして、SDGs計画というアクションプランがありまして、これから国の施策は全部これにのっとってやるというふうな形で、この中に8つの事業が載っております、そのうちの5番目に省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会を構築するそういったビジョンというのが出てきて、これから国の事業はこの8項目に必ず準拠した事業に切りかえていくというふうなことになっていて、これはもう平成29年12月に出ているんですけれども、こういったものをご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 済みません。承知しておりません。平成29年度の先ほど申しました地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業並びに再生可能エネルギー電気・熱自立的

普及促進事業についてしか承知しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） もう国のほうはこういう形で動いておりますので、ぜひネットのほうでそろいますので、検討してみてください。

それと、先ほどのPPSのために安定した電源を供給する必要があるということで、ソーラーシェアリングというのもあって、これは農業用のソーラーパネルの下で農産物をつくるというような形ですが、柴田町のほうは、こういったことで安定した農業のためにもなるのではないかなと思うんですが、検討されたことはなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まず、このソーラーシェアリングに関しては、町が直接導入するというよりも農業者の方が営農を継続しながら一方では売電収入を得るという考え方でございます。

確かに売電収入に関してはある程度一定の金額が確保できるということですし、農業後継者の問題とかいろんな観点からすると、農家の所得がふえるという観点からは非常によいのかなと思います。一方で、柴田町の現状をお話ししますと、今現在、ソーラーシェアリングではないんですがソーラーパネルを設置している場所に関しては、農業がなかなか立ち行かなくなった、営農が継続できなくなった場所にやはりソーラーパネルを設置しているようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 柴田町はそういうことというふうに私も聞いております。ただこれも加美町に行ったついでに登米のほうにもちょっと伺ってみたんですが、あそこのところではキラゲを40トンほどつくっているんですね。これは大和ハウス工業でしたかね、それが入りましてやっつけて、かなりの収益を上げているというふうに聞いていますし、加美町のほうもこれに倣うようなことの話をしておりますし、あと、新しい事業として再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業というのが平成30年から始まっておりまして、上限1,000万円で2分の1まで補助するという、ことしから始まった事業ですね。こういったものを使っていくとかなり安定供給もできるし、後継者育成にもなると思うんですが、こういったことを進めるような考えというのはないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） ソーラーシェアリングに関しては、現実的には1件ぐらいちょっと

相談はございました。ただし、その相談というのは業者のほうからの相談という形で、営農がついてこなかったというふうな状態ではございました。

今のようなお話で農家の経営の安定ということからすると確かにいいんですが、ただ今現在としては、町が直接農家の方に対してこういったものがあるというふうなことでなくて、今後いろんな話し合いの機会とかにこういったものがありますという、今、秋本議員さんから教えられたような事業等をもう少し精査して、そういった情報の提供とかはできるかとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） こういった新しいことしから始まったものを使っていくと、これはフィットのほうで売電しないということが前提になっておりますので、そういったところで町がつくるようなPPSがもしできれば、このところに売電をしていってやるということが一挙に一石二鳥、そして、これはたしか営農するのが条件になっていますから、後継者育成にもそのままつながる話だと思うんですよ。そういったことをやっていくと、一石二鳥か三鳥ぐらいになっていくような非常に柴田町には適したものかと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、昨年産業建設常任委員会のほうで見にいった建物のところに……どこだっけ、郡上市のところで小水力発電をやっているところがあったんですね。これは実際現地には行けなかったんですが、このところの小水力発電を調べるとらせん型水車というものを使っていて、落差80センチで発電できるんですね。そして、これは常に一定の電力を供給しますので、PPSをつくったときに太陽光だけに限らない安定した電源になると思うんですが、水量も1秒間に0.2立米あって落差が80センチあれば発電可能というものができているんですね。そうすると柴田町でもそういったものをつくることは可能だと思うんですけども、その辺どこかできるんじゃないかと私は思っているんですけども、この落差があるところが柴田町にはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 柴田町の河川というふうなことだとちょっとわからないのですが、質問に船岡用水にとありましたが、それについては答弁にありましており、年間を通じて多いときとか、今の時期ですと多いんですけども閑散期ですと本当に水が少なくなりますので、安定した水は流れておりませんので安定した電力は得られないというデメリットもございまして、あと維持管理、いろんなものが流れて掃除しなくちゃならないとかというふうな形

でデメリットのほうが多いと今のところ考えられます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 例えばこの近くで言って、用水路というよりも排水ありますよね。例えば館山の下くぐっているトンネルの排水、あれは年間年中同じ流量が流れているのではないかなと思うんですが、実際に私は見たことはないんですけども、音を聞いているとかなりの爆音がするんですよね。あそこのところでこういった水車を回したらかなりの発電ができるんじゃないかなと思うんですが、あそこら辺は可能じゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 宮城県のほうで実は、用水路、農業用水とか排水とかも含むと思うんですけども、小水力発電の導入ができて安定的な電力の供給プラスあとは維持管理等も含めてこれは検討してもよろしいんじゃないかというところを平成26年から調べているわけですが、先ほど町民環境課長も説明させていただきましたが、やはり山間部の落差があるとか、あとは常に水量があるダム関係、この辺でいいますと村田ダムとかそういったところのダムがあるところに関しては候補地に挙げられております。仙南でも白石市、例えば村田町、その辺は候補地に挙がっているんですが、残念ながらいろいろ確認したんですが柴田町に関しては候補地に該当するところはないということでした。

そういったところがあれば検討したらいいんじゃないかという話は、実は土地改良区さんとはいろいろ前から話しておったんですが、そちらのほうもいろんな情報を収集した結果なかなか柴田町では難しいのではないかなというふうな回答を得ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 水量について確かに水がかれることもあるかもしれませんが、用水路と違って排水ですとさほど上下差はないかなと思いますし、80センチの落差で発電できるというものがもう新しくつくられてきていますので、そういったことで新たな電源とすることも可能かと思いますので、機会がありましたら検討していただきたいと思います。

それでは、最後の8番目の電力の入札の件ですが、市民オンブズマン連絡会議というのが平成24年に調査を行って記録を出しているんですけども、それによりますと、今までの一般的な大手の電力会社に比べて新電力に切りかえていくことによって7%ほど安く電力を調達できるというふうな調査も出てきております。

そして、登米市のほうも私聞いてみたんですけども、登米市のほうではほとんどの公共施設はもう切りかえ済みだそうです。そして、1つの建物で大体100万円ぐらい電力代が安くな

って、市として全体とすると1,000万円ぐらいになったんじゃないかなというふうにその方は言っておられました。あと、富谷市のほうでも9施設で切りかえをやっているそうです。

ですから、そういうこともありますし、たしか総務省のほうでも通達が出ておりまして、平成24年ですか、地方公共団体が売電契約については地方自治法……と書いてありまして、なるべく一般競争にするのが原則だよというような通達みたいなものが出ているんですけども、柴田町のほうではそういった検討をされたことはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 確かに、今のところそういう入札等については検討したことはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） その理由は何でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今までは調達先として安定的に東北電力……、会社名を言うのも何ですけども、今の電力会社の危機管理とかそういう全体的な面を見て今の電力会社を使わせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 新電力に切りかえても工事は一切要らないんです。電力のメーター切りかえをするだけで、実際は15分ぐらいで工事は終わるんですよ。それで、今電線を全部使っているわけですから新たな電線を引くことはなく、ただ契約上ソフト面の切りかえで終わるんですよ。ですから、停電することはありませんし、もし先ほど言いましたように太陽光発電でPPSが動いているとすると夜になればその電力はとまります。そうすれば必ずバックアップで一般の電源のほうからそれにカバーしてくるわけですね。そして、どのくらい使ったかということと計算してお金を支払う形になりますし、電力設備これ自体は今でもこれからも東北電力の持ち物になりますので、もし何か故障が起きれば東北電力の責任でその補修をするわけですね。そのために配線の使用料もPPSは払うわけですよ。

ですから、非常にハードルは低いというか、なぜやらないのか私はわからないのですが、何か停電する危険もないし、今までと何も変わらないし、新たな配電設備をつくることもないんですけども、それでもまだハードル高いのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） そういうニュースは聞いてはいましたし、実は東北電力さんの営業の

方からも始まっていると聞いているんですが、新電力さんのいわゆる町に対する指名参加というんですか、できますからという登録ないですし、また、秋本議員さんみたいな丁寧な営業の方もいらっしゃると思いますので、できてからもう1年2年、そのうち来るんだろうなと思いますけれども、そういう自治体のほうに指名参加が当たり前になった時点でそれは当然入札ということを考えていかなきゃいけないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに新電源のほうは自分で持てる電源量というのがある程度限られているわけですよ。ですから、むやみやたらにやったら自分が破綻するのは目に見えているので、だから無理しない程度に動いているんですけども、ただ先ほど課長が言われたように、停電するんじゃないかという危険があるとかいろいろどうしてもそういうネックがあってなかなか進めない。ですけども、調べてみると仙台市でもどこでも国も県もほとんどやっていますし、陸上自衛隊も使っているんですよ、新電源をね。ですから、そういった危険はほとんどないという話です。

そして、送電線とか受電設備は電力会社の設備をそのまま利用しておりますし、利用料として新電力から電力会社に託送料金というのも払って全部やっているわけですから、それは全部緊急の工事でも今までどおり電力会社がやるということですので、ぜひ早急に検討して、逆に言ったら、みんながやるべと言ったときにはもう手元にありませんと言われれば、もう買いたくても買えない状態になるかもしれないわけですね。

ですから、今の新たな形としてこういった形もあるのであれば、しかも登米市のように全体として1,000万円ぐらい安くなっているという前例があるのであればこれは採用しない手はないと思いますし、例えば私が何回か言ってきましたように公共施設のマネジメントいうことを考えて、今床面積の縮小にちょっと話が行き過ぎているんですけども、逆に言ったら経費をどのくらい安くするかということも1つのマネジメントの考え方だと思うんです。そして、どんどん新しいものを変えていってビジネスセンスを磨いていって、そしていろんな情報を伝えていってどんどんと経費を安くして住民に還元していくということも、これは柴田町の義務だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱2問、質問いたします。

1、どう生かす地域防災マネージャー。

地域防災マネージャー制度は、防災の専門性を有する外部人材を、地方公共団体の防災監や危機管理監などで採用・配置するに当たり、必要となる知識・経験等を有する者を地域防災マネージャーとして内閣府が証明することで、地方公共団体における人材確保に資することを目的とし、平成27年秋に創設された制度です。なお、地域防災マネージャーの要件としては、内閣府や防衛省が実施する防災スペシャリスト養成研修等を受講した者などで、国や地方公共団体において防災行政の実務経験が5年以上ある者、または災害派遣任務を有する部隊等において、2年以上の勤務経験を有することとなっています。

本町においては、平成30年4月から災害対策に専門的に取り組む新たな役職として地域防災マネージャーを設け、地域防災計画の策定や防災訓練の実施を担います。

地方公共団体の危機管理の問題として、危機管理監が危機管理対応の研修や教育を受けていないことや二、三年で職を交代することなどがあります。そのデメリットをカバーするのが地域防災マネージャーとされています。

全国各地で頻発する豪雨災害や土砂災害、大規模地震などに対応するかが喫緊の課題となっており、識見を有する地域防災マネージャーの配置によって、危機管理能力は向上すると期待しています。住民の安心・安全を確かなものにするためにも、今後の地域防災マネージャーの取り組みと決意を伺います。

1) 県内で地域防災マネージャーを採用している市町村は。

2) 平成30年度の主な活動は。

大綱2問目、**道路補修工事費、道路新設改良費の増額を。**

本町の管理する道路は約360キロメートルあり、そのほとんどが舗装されています。これらの道路を適正に維持・補修していくことは、円滑で安全な交通を確保する上でとても重要です。

道路の補修が必要な状態としては、舗装が剥がれて穴があいている状態、道路にクラックが入った状態、集水桝の破損、L型桝のぐら付きなどがあります。中には、アスファルト合材を使用して簡易補修が可能な工事もありますが、クラックが入った状態のように大きな補修工事を実施しなければならない道路もあります。

平成29年度は、損傷状況に応じて、補修時期や補修工法を決定し、計画的・効率的な舗装、補修が実施されました。

しかし、今年度は、道路補修工事費や道路新設改良費の予算が大幅に削減されました。住民の要望が高い事業であり、安全に快適に通っていただけるよう、適正な予算確保をすることが必要と考え、伺います。

- 1) 道路補修工事・維持管理について、住民から担当課に要望されている現状は。
- 2) 緊急に修繕が必要な道路は。
- 3) 本年度は道路改修工事実施設計委託料が計上されていませんが、次年度は大きな道路改修工事はないということですか。
- 4) 補正予算で、道路補修工事費、道路新設改良費の増額を。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員、大綱2点ございました。

まずは、地域防災マネージャー、2点ございます。

地域防災マネージャーは資格ですので、危機管理担当として地域防災マネージャーの資格を有する者を採用している県内の市町村は、仙台市、登米市、南三陸町、大和町、大衡村、柴田町の6市町村6名となっております。

平成30年の主な活動ですが、大きくは2点です。

1点目は、自主防災組織の活性化を図らせます。具体的には、顔の見える防災マネージャーとして積極的に地区防災訓練の支援を実施するとともに、防災訓練が低調な自主防災組織に働きかけ防災訓練の実施を促し、町として実施率向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

2点目は、各種計画の見直しを図ります。特に国民保護計画や地域防災計画について、災害対策基本法などの関係法令の改正、国の防災基本計画等の改訂に伴う修正や見直しを実施します。

大綱2点目、道路補修の工事費の関係で4点ほどございました。

1点目と2点目は関係しますので一括でお答えします。

昨年度、町に寄せられた道路関係の情報、要望件数は455件ありました。そのうち町の直営作業で295件、業者依頼等の対応で141件、合わせて436件、現在全体の96%は処理済みとなっております。残り19件4%の未処理分については道路や水路ののり面補修が主な要望であり、できるものは随時対応していますが、田の作付などにより農業用水や配水を使用することになるため、農家から施工時期の調整が求められ少し時間をいただいているものであります。

また、傷んでいる道路の広範囲の舗装打ちかえなど今すぐ対応できかねる要望もありますが、すぐに緊急修繕が必要な箇所はございません。しかし、平成30年度当初予算で予定していない箇所の側溝改修や舗装補修の要望が既に22件寄せられており、うち直営作業で15件を処理しております。

3点目、4点目も関連しますので、一括でお答えします。

今年度道路改修工事実施設計委託料は当初予算に計上しておりませんが、過年度で業務委託した町道船岡東44号線や町道船岡東45号線、町道上名生21号線の成果品を用いるなど継続的に必要な道路側溝改修や舗装補修等を進めてまいりたいと考えております。また、町道富沢16号線道路改良工事は早期完成を目指して事業促進してまいります。

しかし、平成24年度から進めてきた防災・安全社会資本整備交付金事業におきましては、急遽平成30年度から道路補修事業、これは舗装補修なんですけど、これの対象要件が、現況舗装構成において一層舗装、路盤に表層を加えたものを一層というんですが、一層から二層舗装、路盤と基層と表層、これは該当するのが新栄通線や旧国道、旧県道などの高規格道路のことを言います。ですから、今までは一層も補助金対象になったんですが、二層からだ急に変わるなど厳格化されたことから、これまで交付金事業で実施してきた工事が対象外となりました。

そうすると町の単独事業ということになって、借金をしなきゃないと。借金をするとまた別な面から議会のほうでお叱りを受けると、そういう関係にあるんですね。ですから、今後国の交付金制度の活用が難しくなっていくことは道路整備促進において懸念するところであり、7月の地方交付税の算定結果等を踏まえ、緊急性・安全性の観点から適正に事業選択して取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 5月27日に消防演習で進行を務めていただいた、デビュー戦ですね、地域防災マネージャーの話を総会とか婦人防火クラブの総会でいろんな方から聞きました。区長、そして消防団員、婦人防火クラブの方々からお褒めの言葉をいただきました。町長も高い評価をしていましたが、誰もが「さすが元自衛官」ということで、大きな声で滑舌もよくテンポもよくすばらしいと、今後の活躍に大いに期待するという声は、本当に二、三人じゃなくて8人くらいから聞いていました。

そこで、上司である総務課長の改めて評価をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ただいまお言葉をいただいたとおり、私のほうでも今までにないような内容でございまして、決して前が悪いということではございませんけれども、今回の演習関係もかなり消防団のほうからもてきぱきとした内容で非常に評価が上がっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） いや、私も総務課長が今お話ししたとおり、前の担当官が悪いというわけではないと思いました。

それで、やはり54歳という若さで、実は54歳の職員が退職するころは恐らく退職が62歳ぐらいに上がるのかなと、これはいろいろ法令が変わると思うんですけども、そうすると約8年間災害の専門職ということで恐らくその職に位置すると思うんです。そういった中で、課題とか問題点をいろいろ探してみたんですけども、この制度は平成27年度から始まった制度でなかなか問題がないということで、それでも何かないかなと思って探したんです。そうしたら、こんなことが書いてありました。

地域防災マネージャーは、これまでに所属していた組織とは違う組織文化を有する地方公共団体に54歳で再就職するものですから、そのカルチャーショックたるや相当なものだし、当該組織の業務遂行要領にもなれていないこともあり、相当な苦勞が強られる。そんな困難を克服して十分に応えられる適応能力や柔軟性の人材と見込んでいると言いながらも、やはりこういう心配をする評論家というかお話をする方がいるんですけども、そのことを踏まえて、担当課としてはこのことに関してどのように対応していますか。まだ2カ月という月日しかたっていないんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ただいまおっしゃるとおり2カ月の経過を見ております。今防災マネージャー、あと地域防災マネージャーの仕事と兼務してございます。こちらのそもそもの防災班のほうの仕事もでございます。消防団関係とか自主防災組織の関係、あとはもろもろ今までの行政が携わる部分の業務にもかなり苦慮してございます。やはりここ2カ月を見ていまして、なかなかその辺については苦慮されているのが現状だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 市町村の地域防災マネージャー、6市町村で6名ということでございましたが、通告に私も書き忘れたというか私も調べられなかった、県のほうでは地域防災マネージャーは採用しているかどうかの情報はわかりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほども申し上げましたけれども、県内のほう6市町村で6名の地域防災マネージャーということだったんですが、県内の自衛隊OBの危機管理等としての採用している自治体は10市町で11名になってございます。そのうち宮城県が1名ですね。今おっしゃるとおり1名です。あとは、仙台市には2名おるんですが、1名は防災マネージャーの資格を取得したものでございます。1名については制度前に採用された方で、今現在申請中ということでございます。そのほか、石巻市、多賀城市、岩沼市、登米市、南三陸町、大和町、大衡村、柴田町、先ほどの6市町村6名含みの10市町村の11名ということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 地域防災マネージャー、先ほど言いましたよね、やはり環境が違う、カルチャーショックを受けていると言いつつも、役所的には課長補佐という立場でいいんですかね。班長という立場なので、そんな甘いことも言ってもらえないところはあるんですけども。

地域防災マネージャーはほとんどが元自衛官の方ですよ。そういった面で、役所に入ってこれからいろんな研修その他もあると思うんですけども、今言ったその県内の方々、例えば地域防災マネージャーもしくは危機管理、それぞれ別な立場で行政のほうに入った方たちのやはり情報交換というのかな、そういった中で多少はやはり仲間とほっとできる時間も、一応研修会みたいな形もしくは情報交換という形で、ちょっとそういう機会も二、三年ぐらいは持ってやったらどうかと個人的には思っているんですけども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 私どものほうの地域防災マネージャーに聞きますと、やはり自衛隊OBの方が多いので、その辺の交流はもう既にでき上がっているというふうな状況ですね。いろいろな情報をいただいて、よりいいものをお互いに切磋していいものを取り入れている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） では、ここから本当に質問に入らせていただきます。

私は平成27年も同じような質問をさせていただいて、地域防災マネージャーとは違っていたんですが、自主防災組織とかそういうことを含めて。その当時、42防災計画ができましたけれども、防災訓練はその段階で6行政区がまだ行っていないということで、もう少し何とか全ての行政区で防災訓練を行ってみたいをお願いをして、働きかけるみたいなことでしたが、今現在はどうかでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今現在、おっしゃるとおり、地域防災マネージャーが苦慮されているところですが、指導的には……ちょっとお待ちください。失礼しました。防災訓練の関係でよろしいですかね。自主防災組織が各行政区にあるわけですが、そちらのほうで訓練等を実施していないところ、残念ながら2行政区がまだやっていない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 平成27年度に質問したときは、6行政区がなかなかできない。自治会のほうにも危機管理監が出向いていろいろやったんだけどなかなかまとまらないということで、かなり苦勞しているという話を聞きました。

そんな中で、まちづくり政策課が、当時地域計画の中に改正がある、要するに更新がある、恐らく平成30年度のことを言ったと思うんですけども、そのときの答弁には、更新になる前に条件的、要するに今回はまちづくり交付金という名前が変わりましたが、当時の地域計画の中に、とにかく地域で防災訓練をしなければその地域計画の対象になりませんをも含めた検討をしてくれるという答弁を当時もらったんですけども、そういった検討はまちづくり政策課で実際やられたのどうか、お聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ちょっと詳細の経過までは承知しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） いや、その当時の課長はかなりはっきりとしっかりと検討するんだということで、もう3年もたっているので、今回ももう防災訓練は全ての行政区でやっているんだななんて思いながらも2行政区が抜けていたので、すごく残念だなと思いました。

ちなみに、この2行政区は前言っていた槻木の方面という形で考えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ちょっと場所の、自主防災組織でございまして余り特定はしたくないというか、今後、私どものほうでも、私も4月からですけども早速実施していないところにお声がけして、ことしはぜひということで今やっていますので、エリア的にはこちら船岡地区と槻木地区の各1防災組織がやっていない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 地区の防災訓練、これは婦人防火クラブの活動もその行政区で行えば防災訓練を行っているという捉え方でよろしいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今おっしゃるとおり、暮れの炊き出し訓練、これらも1つの防災訓練という内容で把握してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 地域防災マネージャーが河北新報に掲載されたときに、自主防災組織を後押しをするということで、とてもいいことです。あと、町長の答弁にありましたように、僕はこれからの地域防災マネージャーに本当に期待するのは、やはり足を運んでほしい、現場に。いろんな行政区に。本当に現場を見てもらいたいと思います。

先ほど総務課長がほかにもいろいろあるんだと言いながらも、基本的には僕は、本当に防災訓練をしてもらう、これはもう当たり前のことなので、どちらかということし1年中にはいろいろ足しげく通ってもらって、恐らく僕のサインでは防災マネージャーの地区周辺だと思うのでその方たちを口説いて、本当に柴田町は全て防災訓練を行っているというような動き方をぜひしてほしいと思うんですけども、総務課長、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほどの2点目でお答えしたとおりの内容ですが、今回の地域防災マネージャーの使命と申しますか、平成30年度にやるべき1つの目標にしてございます。自主防災組織関係の訓練の企画、実施などを見直して、今後そちらのほうに従事していただく予定になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 柴田町は当然自衛隊が柴田町にございますね。今回の地域防災マネージャーのような資格を有する自衛隊、平成27年度から始まった制度ということは、もしかすると平成26年度ぐらいもしくはその前にそういった識見を持っている、要するに地域防災能力を持っている自衛隊の方が退職なされた方が中にはいるのかなと。いろいろ調べていると、この平成27年、28年、29年、出たのが約300名とか400名の方が毎年、この自衛隊さん中心なんですけれどもふえているんですよ。その能力、識見を持っている自衛隊さんを、退職なされた自衛隊さんもしくは現職でそういった識見を持っている方を役所のほうではしっかりと押さえているのかなと。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほどの自主防災組織の中で防災指導委員ということでお願いしているんですが、そちらの中にやはり自衛隊のOBの方とかが多くて、それら自主防災指導員ということの中での自衛隊の方ということの把握はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） これは北海道の話ですけれども、北海道はやはりそれぞれの市町村で地域防災マネージャーもしくは管理監を2人も3人も採用できないということで、そういう方がいる場合、防災支援員ということで何かあったら協力をしてもらおうというようなネットワークづくりみたいなことをしている。宮城県でも恐らくそんな形でやってくれると一番いいし、柴田町もどうせだったらちょっと自衛隊さんのほうにお伺いして、そういった資格を持っている人がいれば、日ごろは何もしなくてもいいんです、もしくは地区で活躍してくれたらもっともいいんですけれども、何かあったときに防災支援員という形でやっていったら、本当に総務課長も町長もしかりだし地域防災マネージャーも何かあったときにはうんと心強いと思いますので、もし時間があつたらそういう人材がいるかどうか、いたら支援員というような制度をつくってネットワークづくりとかをしたらいいのかなと思うんですけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今現在も、先ほど申しましたけれども、地域防災マネージャーには自衛隊関係の仕事もごさいます。親子会からあとは自衛隊船岡駐屯地の関係の事務局もやっております。その辺から太いライン、情報もありますので、それは今後可能かと思われれます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 済みません。きょうから始まることなんですよ。気象予測に用いる気象庁のスーパーコンピュータ、まさに6月5日、きょうから更新されて、集中豪雨などの予測精度を大幅に向上できる仕組みが来年夏までには導入できるという話があるんです。

それにより甚大な雨量をもたらすとされる線状降水帯、昔、広沢議員が言ったバックビルディング現象などというのもすぐにわかるようなものができるということで、急発達する雨雲の発生予測は今現在困難とされているんですけれども、観測態勢の強化など条件がそろえば将来的に実現が見込める。この更新でアンサンブル予報という予測精度向上の仕組みが高度化される。従来は台風や前線の動きなど大規模な現象にしか適用できなかったが、来年の6月ごろにはより小さな規模の現象に適用できるメソアンサンブル予報が導入されるということになっています。これによって、積乱雲が同じ場所で発生し続けることで一定範囲に多くの雨を降らせる線状降水帯などを事前に予測できる可能性も出てくると言われています。

防災を担当して、今の話を聞いて、住民の安全を確保するためにどのような対策が必要だと

思いますか。要するに、こういった予測が早くできるということを前提にしたら、これからは防災担当としては住民にどのようなことをしてもらいたいのか。わかる範囲で結構ですから。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 私も、今たまたまのスーパーコンピュータによる6月1日に稼働して来年の6月ごろですかね、画面も今度は動画のほうもコマ送りの今の何倍、6倍ですかね、そしてカラーになって非常に降水量の適確な予測が出るという状況でございます。

今、地域防災マネージャーのほうには、今後防災計画のほうの見直しもお願いしていかなければならないところです。今のところを含めて、あとは以前から質問もいただいております大規模災害時の災害時受援計画、それからあとは国民保護計画、こちらのほうも条例のほうも実は改正されているんですね。それらも踏まえて改正が必要になってきますので、見直しを今後やっていくつもりでおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今、課長がおっしゃった答弁はもちろんそのとおり。僕はどちらかというと、ここまで状況によっては、例えば地震はなかなか難しいですけども、大雨が予測できるという、そして土砂災害、そして冠水・浸水、もしかすると、破堤までいかないけど、結局そういう場所は絶対ありますよね。そういったときに大事なものは、防災訓練の中で僕はこの避難誘導訓練というのはこれからは絶対大事だと思うんですよ。

それで、地域防災マネージャーに期待しているのは、防災訓練をするのは当たり前です。でも、その地区によって災害の条件が絶対違うと思いますので、土砂崩れの心配のある場所、浸水・冠水の心配をする場所、全然違うと思うんです。そこをここ一、二年で徹底的に、今言った避難誘導なども含めて徹底してほしいというふうに僕は思っているんですけども、課長、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 昨年、局地冠水マニュアルができて、町内5カ所のほうで想定したものでやってございます。今後はこの5カ所以外にも、今議員おっしゃるとおりに冠水に関するものについてのエリアをもう少しほかにも見直して、追加した状況にやっていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 局地冠水マニュアルの住民説明会に私もちよっと1カ所だけ行かせてもらったんです。そのときに、冠水していない、あと冠水しているときのルートという説明があ

ったときに、やはり地元でしかわからない方がいまして、「これさ、冠水してたらここ行けないよ」「どこどこさんの前、これ冠水……」、冠水している場合のルートとかいうんですけれども、結構何カ所か住民の方に「ここは完全に冠水するからこれは全然違うだろう」とかと。

やはり地元に行ってしっかり話を聞かないといけないと思うし、実際にこの局地冠水マニュアル5カ所で、もっともついろいろな場所をつくといいと言いましたけれども、まず、この5カ所のつくった局地冠水マニュアルも、地域によってももっともつ足を運んで、本当にこのルートでいいのかみたいな、ここに本当に避難していいのかというのは、やはりそれも含めて地域防災マネージャーに期待しているところなんです。

だから、5カ所はつくったからもういいではなくて、つくったところを改めてもう一回自分の目で声で確認をして、5カ所のやつを確認した後にこれでしっかり大丈夫だと思ったら、あと危ない地域にも行って新しいものをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほども申し上げましたけれども、各自主防災組織のほうの指導ということの中にも今おっしゃられるとおりの避難、これが一番なんです。各自主防災組織のほうに地域防災マネージャーが行って、その避難ルートを第一に検討するという内容で今後平成30年度の予定をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） もう一つだけ地域防災マネージャーに期待していることがあるんです。そこまでやったら避難行動要支援者の支援対策を、施設とか病院とか学校はある程度土砂災害防止法で改正されて、危ないところのそういった施設はもう恐らく町のほうにこういった訓練をしてこういう避難をするというふうには計画書が出されていると思うので、僕が心配しているのは在宅で高齢者もしくは要介護なんかをもらっている方たち。この方たちを全員を助けられれば一番いいんですけれども、本人の意思も確認しなきゃいけない。どうぞそんなときがあったら私を助けてくださいみたいな、そういった本人の承諾みたいなのがないとなかなかできないので、何名かでも僕は自主防災組織の中で、そういった訓練の中でそういった避難行動要支援者の方も、例えば訓練で車椅子で、まずは集会所だよ、第一。第一が危ない、第二次避難所に行きましょうといったときに、例えば小学校、中学校もしくはいろんな公民館とか体育館になると思うんですけれども、そういうところまで本当からすると僕は訓練をしてほしいと思います。

本当に訓練なくて実践なしということがあるので、地域防災マネージャーには僕はここまで

お願いしたいんですけども、総務課長、本人ではなくて答弁難しいかもしれないですけども、総務課長のお言葉で、済みません、聞かせてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） うちの自主防災組織の中にもその支援の内容、今おっしゃられる在宅要介護の関係も含めながら、この検討をしまいるということによろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） では、大綱2問目に行きたいと思います。

何か町長の答弁を聞くと、確かに道路の要請はありましたけれども、ほとんど4%、要するに96%は一応終わっているというお話を聞きました。だから、僕が思っているほど、この平成30年の予算で構わないのかなというふうな町長の答弁ですけども、都市建設課の課長的にはいかがなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大変微妙な質問というか、私が答えるにはあれですけども。

455件の苦情がさまざま寄せられていて、その中には当然住民の方々の多くは、やはり一番多いのは正直申し上げまして道路です。道路が傷んでいる、ここに亀裂が入っている、陥没している、そういった苦情。それから、側溝修繕が次ですね。それから、側溝の清掃が、要はふたがかりしてあるので自分ができないということでの苦情。それから、それこそ蜂が出た、木が伸びている、橋梁の補修をしたらいいんでねえか、水路のしゅんせつもしたらいいんでねえかというのも含めて455件でございました。

実際のところ、19件で、舗装なんかは大きいところだと昨年道路認定しました入間田51号線、いわゆる農免農道なんかは3.数キロもあって、全部してけるというような要望もありますし、具体的にすぐすぐできるかということであれば当然できないと思いますし、うちのほうで3.何キロぼんと財政当局に要求したいという気持ちは当然やまやまあります。やまやまありますけれども、当然農政課さんあたりでも以前直したという経緯があったりとか、さまざま地域的な、もっとひどいところがあるんでねえかとか内部的に精査とかもしますし、そうですね、状況を見ながらやっていきたいと思いますし、ちなみにことしの修繕費についてはもう9割支出しているというような状況です。

あとは、舗装補修等、適宜補正の要求をしながら進めていくということになろうかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 補足を。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も道路をマイカーでいろいろ歩いて回っておりますが、やはり一番道路の舗装で傷んでいる地域というのがあるんですね。仙台に行く農免道路入間田51号線、これは相当ひどくなっております。まだ完成して10年もたっていないのではないかなというふうに思いますし、また震災で直した船迫2号線かな、あれももうひびが入ってきているところもあるというようなところも把握しております。それから、土手内、白幡、新生町そういうところ、あとは北船岡、道路が荒れているところがあります。

でも、この舗装については国のほうで一層はもう補助金の対象にならないということで借金をしなきゃいけないということなので、町民の要望に応えれば応えるほど借金がふえるということになります。でも、一方で、借金がふえるとまた議会は議会のほうで別な角度から借金が多いという話になりますので、その辺は生活道路、学校のための借金は容認してもらいたいと。包括的にね。批判はするなどは言わないですけども、理解した上での借金は認めてもらいたいというふうに思います。ただ一方的に借金してねと言われるとこういう基盤整備はできませんのでね。

それから、町道認定して砂利道のところがございます。町道認定してまだ砂利道のところがあるんですね。こういうところを優先しなきゃいけないし。逆に、砂利道であって道路認定をしなければいけないというところもあります。現にあります。これも早急にやらなければならない。それから、通学路の拡幅、私の中でも頭に全部入っておりますが、拡幅もやらなければならない。それから、将来のまちづくりのための道路整備、新栄通線の例えば延長とか入間田20号線でしたか、入間田から亘理村田線に抜ける真っすぐな道路、それから、上川名のあそこはどこでしたかね、何号線だかちょっと忘れちゃったけれども、新しい富沢16号線とどこでしたかね、東西に結ぶ道路もあります。

このように道路、先ほど455件これは苦情があるだけで、それは90%やっておりますが、そのほかに私の頭の中にはやらなければならない道路がいっぱいございます。これが全て現金でできませんので、ある程度の生活基盤については、先ほどから何回も申しますが、制度もなくなりましたので、ある程度の借金がふえることはお認めいただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町長の答弁を聞いていると、「いいから。借金認めますからやってください」と私に言えみたいな感じで聞こえたんです。

実は、私も何度か道路のことで住民の方に相談を受けて、町の都市建設課のほうにお願いし

たら幾つか道路をしっかりと直してもらった経緯もあるんですけども、実はまだまだ行ってもらえないところもある。町長が先ほど言った地名の中に入っているんですけども、たまたまペースメーカーの植え込みをしている方が道路が傷んでいて車が通るたびに振動でぐあいが悪くなって、ここ何年間もう何度も何度も入院を繰り返しているという方が、その方いわく「もう十何年以上お願いしているんだけど、まだまだ全然直らないんだ」と。

確かに安易な簡易舗装をしたんだけどやはりすぐ剥がれてしまって大規模にやらなきゃならないということで、僕はこの道路はやはり、町長、なかなか借金、全て起債ということで、補助金、交付金がないんですよね、平成30年度から。ただ交付金制度にできる何か方法があるような話を聞いたんですけども、都市建設課の課長、それは何かあったような気がしたんですけども、公共施設マネジメント、道路の何かをつくれればみたいな、ありましたら。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 昨年度まで、そうですね、槻木169号線外44路線とかそういった形でやっていたのはいわゆる交付金事業で、いわゆる補助事業というものでございました。現道の舗装を切削して、いい高さにもう一回アスファルトで盛ってすりつけていくと。それは昨年度まで認められたわけでございますけれども、それが一層だと簡易アスファルト舗装だという国の位置づけなんですね。つまり先ほども町長答弁で言ったんですが、旧県道、旧国道、あと町でいうところの高規格道路、新栄通線なんかは、セメント安定処理をして上に基層工、舗装を載つけてさらに上に表層を載つけていると。それだと高規格道路なので補助事業の採択要件にはなるということなんです。

そのほかの道路はじゃどうしたらいいかということだと、これは予算審査特別委員会でも言ったかと思えますけれども、公共施設等適正管理推進事業債というのがあって、これは当初個別政策をつくる際に当然道路全体としての長寿命化計画をつくらなくちゃいけないということで、それが条件だったんですけども、最近県からの文書でも、これは近々にはっきりするらしいんですが、1路線ごとの長寿命化をつくってその路線ごとに評価すればその公共施設等適正管理推進事業債に乗れる可能性があるということでの検討がなされているということなんだそうです。

それについては当然起債でございまして、充当率90%で、借金部いわゆる財政力に応じて交付税措置として30%から50%の措置があると。一般的に現行では一律30%ですけども。ただ前の交付金ですと補助率は最初から55%でございまして、残りの45%に対して90%の起債を打てたということを考えれば、舗装補修に当たっては雲泥の差があるわけです。

これは宮城県全体ばかりではなくて日本中が怒っています、正直。国土交通省の政策何やってるんだと。これは県にも情報が遅かったし、私たちにはほとんど入ってこなかったし、予算要求段階でやっと1回つくったのにまたつくり直しするくらい、そういうレベルでの遅さだったんです。これは当然県の道路担当には大抗議が県内市町村から入っていますし、ただすぐすぐ乗れるような起債なのかというとまだはっきりしていないという、平成30年になってもはっきりしていないというのは、これは大変な失態だなというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 補足説明。町長。

○町長（滝口 茂君） このように今までは一層につきましても防災・安全の交付金が活用できたので、各自治体55%の補助、残り95%か……90が借金できて、あと地方交付税で面倒みると。この制度が急に廃止をされたということで、二層から対象にした。

各自治体文句が出るのかなというふうに思っていたんですが、意外とこれすんなりおさまってしまったんですね。なぜなんだろうというふうに思いましたら、別な制度、これが公共施設等適正化事業債とかちょっとわかりませんが、30%から50%後で交付税措置が戻ってくるといことなので、財政力の弱いところは今のところ余り50%変わらないんですね。うちのほうのように財政力指数が高いと55%が30%になってしまうと、それだけ借金をしなきゃいけないことなんです。

この制度で、今都市建設課長に聞きますけれども、この起債ということになると自分たちの判断でできるようになって量的制限がなくなるのかなということですね。今までは交付金なので国土交通省が市町村のためにとった枠の中で配分したのでね、箇所づけというのがあるんですけども、あと事業量というのが決まるんですが、こちらの制度は起債なので各自治体好きにやってくださいということなので、ある程度自由がきくので各自治体がそんなにこの制度が変わっても文句を言わなかったのかなというふうに私は思っているところでございます。

柴田町にとっては交付金の額が下がる、借金する額がふえるということで、この制度の改正は痛手ということになります。そういうこともやはり議員の皆さんにご理解していただいた上で、生活環境の整備何もやってないとかやっていますけど、やっているんですね、やりくりして。そういうことも正しく町民に理解をしていただいて、「なぜ急に、舗装がこんなに割れてんのにしないか」と言われますけれども、やはりそれは国の制度で急に交付金がなくなってしまえばいろいろやりくりするのが大変だということでございますので、そこは議会と何やってんのということにならないように、町民にはこういう制度の仕組みが変わってしまっているんですということも伝えれば「ああ、そうか。でも、ちゃんとやってくれよ」とこうなってくる

のではないかなど。そこが議会と町民、執行部と町民の信頼関係ではないかなど、そういう町をつくっていかなくやないと私は思っておりますので、議員からもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今回の6月会議で顕著に皆さん、第6次柴田町総合計画の策定のまちづくりアンケートの調査結果を随分利用していましたが、私も少しだけ言わせていただきたいと思うんです。

「どちらかといえば不満である」「不満である」を合わせた回答が多い項目は、道路整備の34.5%で最も多い結果になっています。また、生活環境・都市基盤分野の満足度、そして重要度では、重要度と満足度の差が28.02%で、道路の整備でこれもまた最も高い数値になっています。今言った重要度と満足度の差が28.02%、道路の整備が高い数値、これは、まちづくり推進課長、どういうふうに捉えればいいですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 4,000人の方を無作為抽出して1,800人近くの方から回答いただいたものでございますが、現状を認識した範囲でご指摘のような道路に対する認識ということで受けとめられたんだということで思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 僕は、このアンケートの調査結果を見たら、やはり道路の整備は住民はとても大事だと。そして、重要度が高い。しかし、町長がいろんな形で、都市建設課の課長も一生懸命道路整備をやっているんだけどなかなか追いつかない。

そして、先ほど課長の答弁を聞くと、平成30年度の道路維持の補修工事がもう9割使ったというお話でしたよね。実は、平成29年度の道路維持の補修工事を調べたら約5,000万円近くあったんですけれども、平成30年度に関してはどの程度の金額を予算組み、予算書を見たら出てこなかったんですよね。出てこない。先ほど課長が9割もう使ったと。残り1割ということですよ。平成30年度の補修工事、道路維持の補修工事のほうの予算は幾らで組んでいたんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、修繕費、道路も含めての維持管理上の修繕費については平成30年度は実は800万円でした。

それから、道路補修工事でございます。これは道路補修工事というか、今回起債で、槻木

169号線外44路線、それから町道葉坂24号線外19路線という路線名だけは、実は今回事業として残させてもらいました。昨年度道路補修で防安工で取り組んだのが約9,500万円、舗装補修ですね。今年度についてはあくまでも当初です。当初で2つ合わせて4,000万円というところですかね。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうすると、平成30年度になって9割使ったということは、あと残額が400万円ということですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 済みません。先ほど非常に言い方が悪かったんですが、緊急に措置できる修繕費については、800万円の修繕費については9割使わせていただきました。大変誤解を招き済みません。

ただ起債の申請とかそういう関係があるので、舗装の169シリーズ、葉坂24シリーズについてはこれから発注していくと。次の指名委員会に乗りたいなというふうな考えでいました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） それにしても、やはり平成29年度と30年度の道路維持費工事請負費と新設改良費工事請負費の差額がずっと見ると結構3,954万円、平成30年度の当初予算と去年を比べると約4,000万円ぐらい減になっているんですよ。町長、どうなんですかね。国の交付金制度が変わったということで一層は対象にならないということですけども、町長、済みません。やはり起債をしてでももっと増額したほうがいいと思うんですよ。ここで町長が、わかったと。やはり緊急性がないと言いましたけれども、見方によっては緊急性のある道路だってあると思うんですよ。そういった中であつた場合、道路の補修に関しては補正で起債をしてでも私は増額すると言っていたのであれば、私はここで質問を終わらせてもらいますけれども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これ、理由があります。理由がある。ここに会計管理者がいて、会計者を悪者にして申しわけないんだけど、実は会計管理者から14億円の予算が足りないという話がありました。財政課長は財政課長で、実は平成29年度の地方交付税7,000万円予算より少なくなったということがございます。それで、当初予算では14億円の不足費に加えて地方交付税約1億円去年より少なくなるという最終的な財政課から上げて、我々副町長と調整をしたんですが、そこでも財政課長に無理言って、いや去年7,000万円マイナスなんだから1億円は

下らないだろうということで、半分の5,000万円をマイナスにしたというやりくりがござい
ます。ですから、去年のように7,000万円7月にマイナスになりますと2,000万円また足らなくな
るということなので、1つは地方交付税の動向を見なきゃいけないということです。

もう一つは、当初予算を組んだ後に、今度は税務課長が、町長、安心してくださいと、1億
4,000万円地方税、税金がもしかするとふえますというような、年度末に専決処分で1億4,000
万円と喜んだんですね。そうしたら、あけてみたら9,000万円しかふえなかったと。がくっと
きたんですね。それでどうしたかという、道路の建設については都市建設課長に泣いてもら
って、それについてはもし地方交付税が順調に予想どおりに来たのであれば、ふるさと納税で
も1億9,400万円、実は1億2,000万円使えますので、私から言うことはできないんですけれど
も、議員から言われれば率先して補正予算は組めるんじゃないかなというふうにしますので、
質問をやめていただきたいと思います。

○5番（桜場政行君） 終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時46分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないこと
を証するためここに署名する。

平成30年6月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 舟 山 彰

署名議員 16番 白 内 恵美子

